

千葉県危機管理フォーラム2018

講演録

平成31年3月

千葉県

目次

1	フォーラム概要	1
2	主催者挨拶	
	(1) NBCR対策推進機構 会長 片山 虎之助	2
	(2) 千葉県 副知事 滝川 伸輔	3
3	来賓挨拶	
	(1) 千葉市 市長 熊谷 俊人 氏	4
	(2) 陸上自衛隊第1師団長 陸将 竹本 竜司 氏	5
	(3) 千葉県警察本部 本部長 早川 治 氏	6
4	基調講演1「東京オリンピック・パラリンピックに向けたテロ対策」 東京大学客員教授・元内閣危機管理監・元警視總監 伊藤 哲朗 氏	7
5	基調講演2「危機管理と国民保護措置－国、県、市町村及び住民の役割－」 消防庁国民保護・防災部長 小宮 大一郎 氏	20
6	パネルディスカッション	40
	(1) テーマ「地域の安全・安心のために何をなすべきか」	
	(2) コーディネーター NBCR対策推進機構会長代行 元東京都危機管理監 中村 晶晴 氏	
	(3) パネリスト 内閣官房内閣審議官 山口 英樹 氏 警察庁警備局警備企画課理事官 小林 雅哉 氏 防衛省大臣官房審議官 森田 治男 氏 千葉県防災危機管理部長 石川 徹 NBCR対策推進機構理事長 井上 忠雄	
7	閉会挨拶	71
	千葉県防災危機管理部次長 吉田 篤史	

1 フォーラム概要

- (1) 日時 平成31年1月17日(木) 13:00~17:00
- (2) 場所 千葉県文化会館
- (3) 主催 千葉県、NPO法人NBCR対策推進機構
- (4) 後援 消防庁、警察庁、国土交通省、厚生労働省、防衛省、陸上自衛隊第1師団、同第1空挺団、同第1ヘリコプター団、同高射学校、同需品学校、海上自衛隊教育航空集団司令部、同航空補給処、航空自衛隊第4補給処木更津支処、千葉県警察本部、千葉市、公益財団法人千葉県消防協会、千葉県消防長会、自衛隊千葉地方協力本部、千葉県自衛隊協力会連合会、千葉県隊友会、自衛隊家族会千葉県自衛隊家族会、千葉県自衛隊援護協力会、千葉県警備業協会、千葉日報社、朝日新聞社千葉総局、毎日新聞千葉支局、読売新聞千葉支局、東京新聞千葉支局、日本経済新聞社千葉支局、産経新聞社千葉総局、NHK千葉放送局、(株)時事通信社千葉支局、共同通信社千葉支局、千葉テレビ放送、日刊工業新聞社千葉支局、フジサンケイビジネスアイ千葉支局
- (5) 協賛 日本宝くじ協会、株式会社カワハラ技研、日本ハネウエル株式会社、株式会社ナベル、株式会社重松製作所、HEYL Chemisch-pharmazeutische Fabrik GmbH & Co. KG、株式会社フジタ医科器械、合同会社PDジャパン、帝国繊維株式会社、株式会社エス・ティ・ジャパン、株式会社ジャパンセル、ナスクインターナショナル株式会社、株式会社日本トリム
- (6) プログラム
 - 13:00~13:20 主催者及び来賓挨拶
 - 13:25~14:05 基調講演1「東京オリンピック・パラリンピックに向けたテロ対策」
 - 14:05~14:45 基調講演2「危機管理と国民保護措置一国、県、市町村及び住民の役割」
 - 14:45~15:20 防災防護資機材プレゼンテーション(展示企業各社)
 - 15:20~15:30 休憩
 - 15:30~16:55 パネルディスカッション「地域の安全・安心のために何をなすべきか」
 - 16:55 閉会挨拶

2 主催者挨拶

(1) NBCR対策推進機構 会長 片山 虎之助

本日は、正月早々で皆さん何かとご予定があると思いますけれども、このフォーラムにご出席を賜りましたことを、まず厚く御礼申し上げます。また、私どもの活動に対しまして、御理解や御協力をいただいておりますが、そのことも併せて御礼を申し上げたいと思っております。

私どものこの団体はNPO法人でございます、平成17年に国民保護法ができた前後に、是非国民保護法をしっかりとものにしたいということでできた団体でございます。NBCRというのは、ニュークリア (Nuclear) といって核災害、それに伴うテロなどをどうやって防ごうかということで、そのN。それから、Bはバイオロジカル (Biological)、これは生物災害です。細菌などのテロに対する対策。それから、Cはケミカル (Chemical)。化学でございます、毒ガスなどの対策、対応。それから、最後のRはラジオロジカル (Radiological)、放射能災害。そういう特殊災害のテロなどからどうやって国民を、大きくいえば地域社会や国家を守るか。こういうことが日本では一番抜けているのではないか、そういうものをしっかりと知識を普及して、啓蒙して対策をとるような国にしようと、そういう目的をもって平成17年にできた団体でございます。私は平成20年の暮れから縁があってこの団体に関係しておりますけれども、この十何年間、本当に色々な皆さんのご努力があってやってまいりました。お金もない、人も少ない団体でございます、苦勞いたしました、御理解を得ているんなことができるようになりました。これは井上理事長以下の関係の皆さんの熱意、努力で今日まで来たわけでございます。

日本も経済的には大変大きな国でございますけれども、島国で同一民族で宗教的対立もございませんから、割合にこのNBCR的なことには疎いというか、遅れた国でした。しかし、皆さんご承知のように、去年は大変な自然災害がありました。自然災害がないという年は一つもないです。異常気象、地球温暖化ですから、そういうことの中で大変な災害が続いて大きな被害が出ました。私は出身が岡山県ですが、岡山県は災害が少ないのと雨が少ない、晴れの国だというのが売りです。ところが、河川の氾濫による水害で、たくさんの死傷者が出ました。それが今年はなくならないという調子ではない。しかも、今年のご承知のように、世界から大勢の人がいろんなイベントで日本にやってきます。ラグビーのワールドカップがありますよね。G20の大阪サミットもあります。もっと大きくいえば、改元もあります。天皇陛下がご退位になって、新天皇がご即位になります。選挙もいっぱいあります。

今、インバウンドは4,000万人になろうとしています。来年、政府が考えているのは4,000万人。それだけの人々がやってきます。外国人労働者をどう位置づけるのかというのは大きな国政のテーマになっております。そういう状況の中で、日本の遅れたNBCR対策をちゃんとやるのが、日本を安全・安心な国にするためには必要ではないかという認識でございます。

そこで、全国十何カ所でこういう危機管理フォーラムをやらせていただいたのですが、首都圏の主要な部分を占める千葉県でも是非これをお願いしようということで、県にご無理をお願いし、県警や防衛省の関係、消防やその他いろんな関係をお願いして、今日こういうフォーラムをやることができるようになったわけでございます。その道のそれぞれの権威の方をお願いしておりますので、しっかりと今日一日、内容を聞いていただいて、皆さんも認識を新たに、それぞれのところでリーダーシップを発揮して、千葉県全体を安全・安心、NBCR対策に強い県に是非していただきたい。そのことをお願い申し上げます。

今日、半日でございますが、どうか皆さんのいいフォーラムになりますことを心からお願いしまして、また、今年一年が安全で良い年、皆さんにとっても良い年になることを念じまして、私の冒頭のご挨拶にいたします。ありがとうございます。

(2) 千葉県 副知事 滝川 伸輔

皆さん、こんにちは。千葉県副知事の滝川でございます。

年頭のお忙しいところ、多数ご来場いただきましてありがとうございます。また、今日ご来場いただいている皆様の多くは、日頃地域の、あるいは広域にわたっての危機管理、そのための準備、体制整備、訓練、そして、一旦事があれば現場に臨場して、県民・市民の安全と生命を守る、そのために全力を捧げていただいている方々が大勢いらっしゃっております。本当に日頃からの取り組みに感謝を申し上げます。

先ほど、片山会長からご挨拶がありました。今年、千葉でこれができるというのは、一番いい年に一番いい場所で、そしてこの後ご登壇いただく一番いいメンバーでのフォーラムができて、千葉県が共催をさせていただいておりますが、まことにありがたいと思っております。

千葉県には成田もございます。千葉港もございます。幕張メッセ、あるいは日本一の観光施設もございます。密度の濃い鉄道網、また高速道路網もございます。一旦事があれば、テロや大事故の被害が拡大しかねない、そういう中に私どもはおるわけでございます。

何といたっても、2020年には東京オリンピック・パラリンピックがございますので、こういう大規模イベントがあると、そこを狙ってテロを仕掛けてくるということを十分想定して対応をしなければいけない。

こういうタイミングで、すばらしいフォーラムを開催します。すばらしいと主催者が言うてはいけないのですが、幸いにすばらしい講師陣をお招きできましたので、すばらしいものになるであろうフォーラムを開催させていただくことを、大変ありがたく思っております。

幕張を中心とした千葉市、今日は千葉市長さんにもお越しいただいておりますし、一宮のサーフィン会場というのもオリンピックで初めての種目でございますので、それぞれに緊張感を持って当たっていく必要があるかと思いますが、同時に、冒頭申し上げたように、皆様方は日頃から地域の安全のために色々尽くしていただいているわけでございます。今日の最初の基調講演の伊藤先生は、警視總監から内閣危機管理監をお務めになりました。2人目の小宮先生は、現在、消防庁の国民保護・防災部長ですが、伊藤管理監のもとで国の国民保護の担当参事官もされておりました。実は私もそのとき小宮さんの同僚で、伊藤管理監のもとでお仕えをしておったのですが、常に言っていましたのは、テロという最悪の事態に対する備えを十分に行うことで、片山会長のご挨拶にもあった大規模な自然災害や大きな交通事故、悪意がなくても起こってしまうような人々を巻き込んださまざまな事象、これに対して的確な現場対応、あるいは医療対応、救命というものができるようになる。こうしたことに国民保護やテロに対する備えというものの意義も、我々の日頃の生活に対するものがあろうかと思っておりますので、今日は、オリ・パラを中心に国民保護等に的を絞ったお話が多かろうと思っておりますけれども、是非皆様方、そうした知識や考え方が日々の県民の皆様を守ることになるのだということも頭の片隅に置いて、本日ご参加をいただくとありがたいと思っております。

結びに、皆様方が準備の面ではこの1年も十分ご活躍をされまして、どうか現場でご活躍される機会の少ないことを祈りまして、冒頭の共催に当たっての主催者の挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございます。

3 来賓挨拶

(1) 千葉市 市長 熊谷 俊人 氏

皆様、こんにちは。千葉市長の熊谷でございます。

この千葉県の危機管理フォーラムが、先ほど滝川副知事からお話いただいたとおり、2020年のオリンピック・パラリンピックの前年である2019年に千葉県千葉市で開催できることを、私達も心から感謝を申し上げたいと思います。そして、今日お集まりの皆様方には、それぞれの分野において危機管理にご従事、またそれぞれの危機管理対策に御理解、御協力をいただいていることに心から敬意を表します。

さて、今日実は私ども千葉市は、職員の参集訓練をしておりました。これは防災という観点になりますけれども、災害時に職員がしっかりと参集できるかということで、私も含めて職員が、自宅から徒歩を含めた災害時にも来られるルートで参集をいたしました。東日本大震災の際に、我々千葉市は大変大きな教訓を得ました。それは、災害対策本部を開く場所が、地震によって使えない状況になってしまいまして、本来の危機管理上のマニュアルに定めたことが実施できないという、初動の混乱からスタートしたという苦い記憶でございます。ですので、今回の職員参集訓練の中では、市役所が使えなかったと仮定して、代替庁舎にて、災害対策本部を設置するという想定シナリオで実施をいたしました。また、東日本大震災の教訓という観点では、福島第一原子力発電所の事故に起因する放射能の問題は、私ども千葉県にとって大変大きな混乱がございました。そうした中で、我々千葉市は、放射線医学総合研究所が千葉市に立地していることから、その放射線医学総合研究所の知見もいただきながら対策をしてまいりましたけれども、その中で、どうしても、市民・住民の皆さんとのコミュニケーションの部分において、放射能を正しく恐れるという意味では、まだまだ道半ばだなということを痛感いたしました。こうした東日本大震災の教訓を受けて、私どもは危機管理監、そして危機管理課も新設し、自衛隊OBの方に危機管理担当課長としてもお越しをいただくなど、危機管理体制を一つ一つ積み重ねてまいりました。

そうした中で、来年は2020年東京オリンピック・パラリンピック、私ども千葉市はオリンピック3競技、パラリンピック4競技の合計7競技を開催する東京に次いで一番多い開催数の都市ということにもなりまして、私どもは国、また県と十分に連携して、そうしたテロ対策について今まで以上に取り組んでいかなければならないと考えております。また、国民保護訓練に関しましても、国、県と連携しながら実施をしてきておりますが、私ども職員の危機管理意識と、そして市民の皆様方のこうした国民保護訓練などに対する特段の理解をしていただく必要があると考えております。

今日は、そうした意味で、パネルディスカッション等々の講演者のお名前を拝見し、大変充実したメンバーで実施をしていただけるものと考えております。

この一日、皆様方のお力もいただきながら成功裏に終わることで、千葉県それぞれの地域における危機管理体制がさらに万全となり、いざというときに県民・市民の命、そしてまた安全を守る体制が築けることを心より期待を申し上げます。

最後になりますが、こうした危機管理フォーラムを開催いただきました関係の皆様方に心から感謝を申し上げまして、私の挨拶にかえさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

(2) 陸上自衛隊第1師団長 陸将 竹本 竜司 氏

皆さん、こんにちは。第1師団長の竹本です。

本日は、千葉県危機管理フォーラム開催に当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。第1師団は、隊員約7,000名をもって1都6県の防衛警備、それから空挺団、高射学校等と協同しながら、災害派遣を担当しております。今年は御代がわりもあり、平成が終わり新しい時代に入るといっていますが、この平成の30年間を振り返ってみますと、今年で24年目になります阪神・淡路大震災、それから東日本大震災等々の地震災害や、昨年もありました豪雨災害等々、大きな自然災害がたくさんありました。我々もこれらに対応しました。また、地下鉄サリン事件や東海原発の臨界事故、それから東日本大震災での福島原発、それらの対応です。また、鳥インフルエンザ等々にも対応しました。

それらの特殊災害等にも対応して、その中で大きな教訓を得ています。それは、顔の見える関係を平素からつくっておくということが、災害対応において非常に重要だというのが1つと、もう1つは、平素からしっかり訓練をしておく、この2つが非常に大事だと感じております。特に顔の見える関係、消防、警察、自治体の方々、また、関係省庁、そして、関係する民間企業の方々等としっかり平素から連携がとれていれば、初動態勢もスムーズですし、現場での対応も非常にスムーズになると感じております。

私は東日本大震災の起こる1年前に、ちょうど岩手で連隊長をしていました。その1年前に「みちのくアラート」という演習がありまして、その「みちのくアラート」の中で三陸沖の地震対処の図上演習、それから実動演習を実施していました。その演習では遠野市という、若干沿岸部に近いのですが内陸にある都市を活動拠点にして、それから沿岸部に出て行くという作戦構想でやるということで事前に訓練していました。それがいざ本番になって非常に役に立ったということで、平素からそういう訓練を通じながらいろんな方との連携をしておくこと、そして、実際に訓練しておくことが非常に大事だということを痛感しております。

来年は、東京オリンピック・パラリンピックが行われる年であります。これに対しては、NBCも含むテロ対策、自然災害対策もあわせてしっかり対応しておかなくてはいけないと思っております。

そういう中で、このようなフォーラムが開催されるというのは、絶好のタイミングかなと思っています。我々もこのフォーラムを通じまして、いろんな方々としっかり連携し、顔の見える関係を構築するとともに、今後の訓練にますます連携ができるようにやっていきたいと思っておりますので、本日はよろしく申し上げます。

(3) 千葉県警察本部 本部長 早川 治 氏

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました千葉県警察本部長の早川でございます。

本日は、「千葉県危機管理フォーラム 2018」がこのように盛大に開催されますことをお喜び申し上げます。また、ご来場の皆様方には、平素、警察行政各般にわたりまして大変な御理解、御協力をいただいておりますことに、この場をおかりして感謝を申し上げる次第でございます。

さて、危機管理ということに関しましては、先ほど片山会長のお話にもありましたように、自然災害などはもちろんですけれども、テロということも現実の脅威として認識をしなければいけないと考えています。イスラム過激派組織 I S I L (アイシル) につきましては、イラク及びシリアでの支配地域の大部分を失ったものの、対 I S I L 有志連合に参加をしている我が国を攻撃の標的として名指しをしているところでございます。実際にヨーロッパ等の海外各地では、近年、ホームグロウン・テロリストと呼ばれるような、その国で育ったけれども、イスラム過激派組織の影響を受けた者によるテロというのが、最近も実際に発生しているところでございます。

特に最近、こういう者たちによるテロというのは、駅やコンサート会場、スタジアムや空港など、いわゆる不特定多数の人が集まるソフトターゲットと呼ばれるものに対するテロ、手段としては、爆発物であったり銃器、あるいは車両の突入といったようなもの、車両の突入といえ、先般年明け早々に都内でも、これはテロではありませんけれども、車両突入事案がありました。そういった手段で行うテロというのが最近大変目立っているという状況でございます。

そうした中で、これも片山会長のお話にありましたように、今年は世界から大変注目を集める G20 大阪サミット、皇位継承に伴う皇室関連行事、それから、ラグビーのワールドカップといった重要行事が国内で開催されるということでありまして、そして来年には、東京オリンピック・パラリンピック等がいよいよ開催されるということでありまして。

ここまでお話がありましたように、本県につきましては東京オリンピック・パラリンピックの競技会場を抱える県でもありますし、また、成田国際空港を擁する県でもあります。そういう意味で、テロ対策を強力に推進していかなければならないという状況にございまして、そういうことで警察といたしましては、先ほど言いましたような、ソフトターゲットと呼ばれるテロの標的となり得る公共交通関係の事業者の方とか、あるいは大規模集客施設の関係者の皆様、あるいは、爆発物の原料を取り扱っている事業者なども含めまして、「テロ対策ネットワーク・CHIBA」というものを結成しておりまして、この枠組みを通じましてテロに関する情報の共有ですとか、あるいはテロを想定した合同対処訓練なども繰り返し実施しているところでございます。

来年のオリンピック・パラリンピック開催に向けまして、こうした対策をさらに強化していかなければならないと考えておりますけれども、テロ対策として重要なのは、そういう標的とされ得る事業者はもちろんですけれども、やはり県民の皆様全般に、テロというのが全くほかの国のことではなく、国内、場合によっては県内でも起こり得るというご認識をいただいて、しっかり備えをしていただくことが大変重要というふうに考えております。

その意味で、本日のこのフォーラムが千葉で開催されたということは、まことに時宜にかなった有意義なものと考えているところでございまして、NBCR 対策推進機構の皆様方には、引き続きそうした危機管理ということに関する国民意識の高揚でありますとか、知識の普及啓発といったことにご尽力をいただきますよう、私といたしましてもお願いを申し上げる次第でございます。

終わりになりますけれども、本日のフォーラムが有意義なものとなって所期の目的を達成されますことを御祈念申し上げますとともに、御来場の皆様、またNBCR 対策推進機構の皆様のますますの御隆盛を祈念申し上げます、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

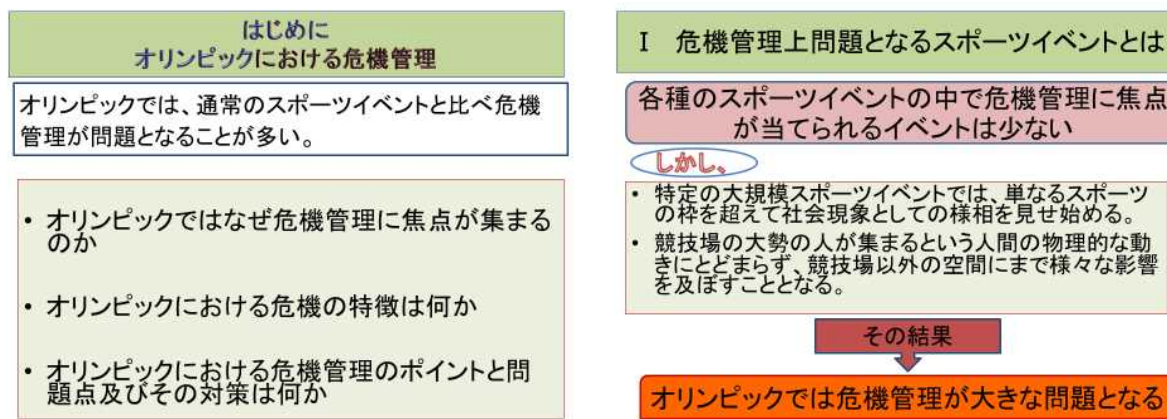
4 基調講演1 「東京オリンピック・パラリンピックに向けたテロ対策」

講師：東京大学客員教授・元内閣危機管理監・元警視総監 伊藤 哲朗 氏

皆さん、こんにちは。今、ご紹介いただきました伊藤でございます。

今日は、「東京オリンピック・パラリンピックに向けたテロ対策」ということでお話をさせていただきたいと思います。

先ほどもお話がありましたように、いよいよ東京オリンピックが来年に迫ってまいりました。また、本県千葉では8つの競技が行われるということで、千葉県もまたオリンピックの会場となるわけでありますけれども、同時にオリンピックに伴うさまざまな危機管理の課題もございます。その1つがテロ対策でございます。そういった意味で、千葉もテロ対策というものをしっかりやっていかなければ、オリンピック、パラリンピックというものを十分に成功させることができない、ということであろうかと思えます。今日は、どのようなテロの課題があるのか、また、どうすればその課題に対して克服していけるのか、ということも含めてお話をできればと思います。



まず、最初に、いろんなスポーツイベントがございますけれども、オリンピックは、やはり通常のイベントと違いまして、危機管理が問題となることが多いのです。なぜオリンピックでは普通のスポーツイベントと違って危機管理に焦点が集まるのか。そして、オリンピックにおける危機の特徴は何か。そしてまた、オリンピックにおける危機管理のポイントと問題点、そして、対策は何かということについてお話ができればと思っております。

いろんなスポーツイベントというものがあり、いろんなプロスポーツもございますし、大変な観客を集めて行われるスポーツというのは、本当に毎週のように全国各地で行われているわけでありますけれども、その中で特定の大規模スポーツイベントには、単なるスポーツの枠を超えて社会現象としての別の意味が加わってくるものがございます。競技場に大勢の人が集まるという物理的な動きにとどまらず、競技場以外の空間にまで、さまざまな影響を及ぼす、そうした意味では、オリンピックはいろんなスポーツイベントの中でも、最大の社会現象を生み出すイベントになってくるわけがございます。社会現象を伴うスポーツイベントというのは他にもありますけれども、何といても最大のものはオリンピックであるということが、オリンピックにおけるテロ対策が大きな課題となる要因でございます。

2020東京オリンピック・パラリンピックの概要

- 会期:オリンピック (2020,7,24~8,9)33競技
パラリンピック(2020,8,25~9,6)22競技
合計40会場
- 前段の聖火リレーや文化イベント
- 観客数:1,010万人(780万人+230万人)
- 選手団等関係者26,000人(ロンドン大会では
25,000人)
- メディア関係者(ロンドン大会では21,000人)
- 外国要人(ロンドン大会では150人)
- 応援団、観客、観光客も多数

II オリンピックにおける危機管理上の課題

各種の課題と対策	内容
治安対策	<ul style="list-style-type: none"> ・テロ対策 ・サイバー攻撃対策 ・一般治安対策
交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送対策 ・交通渋滞対策
雑踏事故対策	<ul style="list-style-type: none"> ・競技場内の雑踏事故対策 ・競技場周辺の雑踏事故対策
異常事象対策	<ul style="list-style-type: none"> ・事案発生時の観客安全対策 ・自然災害発生時対策 ・熱中症対策

オリンピックでは、さまざまな危機管理が問題になります。まず、今回、東京で行われますオリンピック・パラリンピックの概要を見てみますと、会期は来年の7月24日から8月9日まで、33競技、そして、パラリンピックは8月25日から9月6日まで、22競技ということで、合計40会場で行われるわけでありますけれども、そのうち8会場が当千葉県にあるということでございます。もちろん、この7月24日からの会期にとどまらず、前段の聖火リレーというものが行われますし、また、オリンピックを盛り上げようということで、さまざまな文化イベントというものも開催されます。

そして、開催に伴います観客数は、一応、組織委員会の推定では、約1,010万人集まるだろうと言われているわけです。選手団と関係者が約2万6,000人と見込まれています。ロンドン大会では約2万5,000人集まったわけであります。メディア関係者が約2万1,000人、外国要人は150人ということで、大勢の要人がロンドン大会に集まりました。南半球で行われたリオというよりも、むしろロンドンのほうがより参考になると思ひまして、この数字を挙げておりますけれども、このほか、応援団、観客、そして観光客も多数の方が我が国を訪れるということで、非常に大きなイベントであることは間違いございません。

次に、オリンピックにおける危機管理上の課題としてどのようなものがあるかという点、1つは治安対策としての問題、また大勢の方々が瞬間的に集まるという意味での交通対策という問題、大勢の方が狭い会場に集まるという意味での雑踏事故対策、さらには、オリンピック開催中に異常事象が発生した際の対応です。異常事象が発生しただけでは、必ずしもそれだけが問題ではありませんが、それに伴ってパニックが起きて人々が動き出すところからくる問題点等もございます。

これを一つ一つ見てみますと、治安対策では何といたってもテロ対策というものが一番大きな問題となります。そのほか、オリンピックというものは、非常に大きな組織的な動きでございまして、そうした動きに対して、近年のサイバーテロというものがございまして、そのサイバー攻撃によって色々な問題も生じてくる。また、一般治安といいましょうか、いろんな形で、我が国のチームが勝ったとか、ある国のチームとある国のチームが対戦して、その応援団同士がぶつかるというような問題、あるいは、こういった大勢の人が集まることを機にさまざまな犯罪をたくらむ者も出てくるといったような問題がございまして。

さらには、非常に短期間の間にいろんな場所でいろんな競技が行われて、その中で選手団、観客、そしていろんなマスコミ関係者をスムーズに移動させるためには、輸送対策というものが

非常に問題になります。輸送対策というのは、東京でも今一生懸命考えておりますけれども、千葉のほうでも、どのように選手団をスムーズに運ぶか、また、観客と選手団の移動をどのように考えていくかということも大きな問題となります。また、交通渋滞が当然それに伴って出てくるわけでございますので、国内のさまざまな物流など、いろんな問題点もまた出てくるということがございます。しかもまた競技ということになると、短時間の間にその競技を見ようと大勢の人が移動してくるということで、渋滞や、公共交通機関に、例えば電車やバスに人々が乗り切れないといった状態が出てくる場面もございます。

それと、もう1つが雑踏事故対策。これは後でまたご説明しますが、競技場内のみならず、競技場周辺の雑踏事故もあるということもございます。そして、異常事象としては、ここにありますように、例えばこの会場で地震が急に起きた、あるいは火事が発生した、あるいはテロによる何かの事案が発生したといったときに、観客をいかに安全に退出させるかといった問題も出てくるわけでございます。もちろん、競技場の中に限らず、競技場の外で行われる異常事象というものもあるわけでございます。それとか自然災害というものもオリンピック期間中に発生しないとは限りません。具体的にいえば、突然大きな地震が発生するであるとか、あるいは、大きな暴風雨が発生して、いろんな意味での競技に支障が出てきたり、輸送に支障が出てくる場合もあるでしょう。

また、昨年ほどから言われ始めましたけれども、オリンピックは真夏に行われるわけです。この真夏に行われるというのが、昨年の夏は本当に暑い夏でありましたけれども、今年も、そして来年も、昨年と同じように、あるいは昨年以上に大きな、いわゆる熱中症の問題というものが出てくる可能性があります。これは競技者のみならず、観客においても大きな問題が出てくるだろうということです。

そうした問題が出たときにどう対処していくのか、あるいは、起きないようにするにはどうすればいいのか、ということを考えていく必要があります。

Ⅲ オリンピックにおける危機管理上の最大の課題はテロ対策

- オリンピックは、国際的な注目を集めるビッグスポーツイベント＝テロの格好の標的
- 多数のマスコミ＝テロ行為によりテロリストの主張、存在を世界中にアピール



オリンピック等のビッグスポーツイベントでは過去にも数々のテロが発生

オリンピックにおける危機管理上の課題としては、テロがその中でも最大の課題だと思われませんが、先ほどもお話しましたように、やはりオリンピックというのは、国際的な注目を集めるビッグスポーツイベントであるということ、注目を集めるということは世界の人々がその期間中はそちらに目が向いていくわけでございます。そうしたときに、多数のマスコミも同時に我が国にやってくるわけでございますけれども、多数のマスコミがテレビや新聞を通じてオリンピックの事柄を報道します。その中で、仮にテロ行為が行われますと、テロに対して世界中のマスコミが同時に注目をする。同時に注目するということは、それが世界に発信されるということござい

ますので、どのグループがどんな目的でこんなテロを起こした、それは何のためだったかということが、彼らとしても世界中にアピールすることができるという意味で、むしろ言い方を変えれば、オリンピックというものがテロを起こす舞台として最高のお膳立てをしているといっても過言ではないわけです。

①過去のビッグスポーツイベントでのテロ

- 1972年:ミュンヘンオリンピック(銃器)
- 1996年:アトランタオリンピック(爆発物)
- 2013年:ボストンマラソン(爆発物)
- 2015年:パリ・フランススタジアム・サッカー(爆発物及び銃器)
- 銃器、爆発物以外のものもソフトターゲットには脅威

近年のイスラム過激派によるテロは、欧米、
中近東、アフリカを中心に活発化
我が国においても十分発生の可能性がある
2020東京オリンピックにおいても要警戒

そういった意味で、やはり世界から注目される大きなスポーツイベントでは、過去にも数々のテロが発生しているわけでございます。一番テロで有名なものとしては、1972年のミュンヘンオリンピックにおける、いわゆるブラックセプテンバーというアラブの過激派が起こしたテロというものがございました。そういったものが大きな問題を生じたわけでございます。1996年のアトランタオリンピック大会では、会場周辺で爆発事故が起きて、このときは死傷者が出た事件となったわけでありまして。そして、記憶に新しいところでは、2013年のボストンマラソンの沿道において、爆発物を爆破させて死傷者が多数出たという事案がございました。その後、我が国におけるマラソン大会においても、沿道におけるテロをいかに防いでいくかということに今力を注いでおられるわけでございますけれども、実際にオリンピックの場合も沿道に大勢の方が出られたときに、誰でも近づける沿道で、いかにテロを防いでいくかということが非常に難しい問題になります。また、近年では、2015年にフランスのパリのフランススタジアムというところで、ドイツとフランスのナショナルチーム同士のサッカー大会が行われていたわけでありまして、その日にテロが発生したわけですが、そのときには3カ所でテロがありまして、1つはフランススタジアム周辺で、爆発物を持ってきた人間が会場に入ろうとして、そこで荷物検査でその爆発物が発見されそうになったということで、そこから逃走する最中に自爆テロを起こしております。そのときには、別のグループが、同時にフランスのレストランやカフェに銃器を持ち込んで、街頭で乱射をして大勢の方々が亡くなりましたし、もう1つのグループは、フランスのコンサートが行われていた劇場に銃を持って入り込んで、そのときには合計で130の方が亡くなるという大変大きなテロがありました。これは、テロ自体がシリアで計画し、ベルギーで準備し、そして、フランスで実行されたというふうに言われましたけれども、いわゆるイスラムの過激派による大きなテロがあったわけですが、このときに大勢の方々が亡くなったのですが、フランスのスタジアムでは幸いに、2人の男が中に入ろうとしましたが、いずれも入り口で阻止されてしまったので、幸いにテロは中では起きませんでしたけれども、会場の外で起きたわけですが、2人とも自爆をしまして、巻き添えで亡くなられた方も出てきたという状況でございました。

近年のイスラム過激派によるテロというものは、欧米、中近東、あるいはアフリカを中心に非常に活発化してきています。我が国では幸いにして今のところまだ起きていませんけれども、我が国においても、こうした大きなイベントがあるということになれば、世界中のマスコミが

見ているところで、我々の主張をみんなに知ってもらおうということでテロがある可能性は大変大きいわけですので、そうしたものをしっかりと防止していくということが極めて重要です。

今、申し上げたのは銃器とか爆発物でしたけれども、それ以外の方法によるソフトターゲットに対しての脅威というものがあるわけです。パリでの事件の後、その翌年になりましたけれども、フランスのニースというところで7月14日の独立記念日の日に、花火大会を行っているところにトラックが突っ込んで、90の方が亡くなられたという大変大きな痛ましいテロがございました。同じように、その後、イギリスやドイツでもそういったテロがありましたし、近年、我が国でも、原宿の竹下通りで、これは動機はまだわかりませんが、車で突っ込んで、なおかつ、その中で灯油を火炎放射状にして発火させようとしたということで、そういった機材を積んでいた男がいたわけです。そうしたソフトターゲットに対する様々な手段によるテロというものも十分気をつける必要があります。

ソフトターゲットといいますと、本当にどこにでもそういったターゲットはあるわけで、とりわけお祭りという形で、オリンピックの場合は街頭にも、いろんな場所でイベントも行われますので、それがオリンピック会場だけではなくて、普通の会場でそういったテロが行われるということも十分に警戒する必要があるかと思えます。

②ドローン対策	
①空港におけるドローン対策	<ul style="list-style-type: none">・ 2018・12 ロンドン・ガトウィック空港におけるドローンの出現。24時間以上空港が閉鎖。・ 2019・1 ロンドン・ヒースロー空港でのドローンの出現。空港の一時閉鎖。
②競技場におけるドローン対策	<ul style="list-style-type: none">・ 競技場上空にドローンが出現しテロを行う可能性がある。
③要人を狙ったドローンの出現	<ul style="list-style-type: none">・ 2018・8 ベネズエラマドゥラ大統領暗殺未遂事件

我が国の空港でのドローン対策はできているか

もう1つはドローンの問題です。近年、ドローンというものが非常に盛んになってきましたけれども、つい最近、昨年12月にイギリスのロンドンのガトウィック空港でドローンが空港の周辺に出没しました。ガトウィック空港というのはイギリスでも2番目に利用客の多い空港ですけれども、そこに2基のドローンが時々あらわれては空路に出てくる。極めて危険ですので、空港はその間、閉鎖せざるを得なかったということで、ちょうどクリスマス直前のシーズンでしたけれども、大勢の方が足止めになって、クリスマス休暇の旅行が台無しになったという事案がございました。これも犯人を鋭意探しているようですが、いまだに誰が飛ばしたかというのがわかっていません。

また、今年の1月8日にはロンドンのヒースロー空港でドローンが出てきて、空港が一時閉鎖になりました。非常に簡単なやり方で空港が閉鎖されるということを考えておく必要があります。

実際に、仮に成田に外国の観光客や選手団等、大勢の方が来られようとしたときにドローンが飛んだ場合、かつては成田空港というのはさまざまな妨害事案がありまして、アドバルーンを飛ばして飛行機の飛行を妨害しようとした極左過激派による妨害事案がございましたけれども、

そうした大きなアドバルーンといったものではなくて、簡単に持ち運べる、車に積んで持ち運んで森の中から飛ばせるような、いつでも飛ばすことのできるドローンというものが出てきた場合に、この対策をどうするのかということは、成田に限らず日本全体の空港でもいまや大きな問題となってきました。

現実に空港の空路、進入路、滑走路あるいはその周辺にドローンが出たときに、現在の法制ではどのようになっているか。もちろん、これを飛ばすことは禁止されていますけれども、テロリストは禁止されているからやりませんというものではありません。禁止されていようがされていまいが飛ばすものは飛ばす。とすると、これをたたき落とすことのできるのか。誰がたたき落とすことができるのか。たたき落とすとしても、どうやってそれを落とすことができるのか。落とす手段は何でしょうかということが、現実にはまだまだ決まっていない。では、銃で撃ち落とすんですか。それとも、何か電波で、ジャミングで妨害するんですか。あるいは、網のようなものを飛ばして、それで捕まえようとするんでしょうかといったことも、現実にはまだまだ検討中でありまして、課題のままとなっているわけです。

しかし、オリンピックはもう1年半に迫っているわけでありますので、そうしたものをどうするのか。もちろん、空港だけではなくて、競技場にドローンが飛んできて、これが単におもしろいということで飛ばしている人間だけではなくて、テロリストが観客に何かテロ行為をしようとして飛んできてくる場合もあるでしょう。現実にはベネズエラでは、昨年大統領を狙った爆弾を積んだドローンがやってきて、暗殺未遂事件というのが起きたわけでありましてけれども、そうしたことも十分に考えられるわけです。我が国のドローン対策というものはまだまだ緒に就いたばかりであるという状況なのです。ですから、こういった問題についても、真剣に、早急にやっていく必要があるわけであります。

③サイバー攻撃対策

1、重要インフラ事業に対するサイバー攻撃

攻撃を受けた電力、通信、交通機関等のインフラの機能不全により大会運営全般にわたり大きな影響を受ける。

2、大会運営事業に対するサイバー攻撃

大会運営に関係する各種コンピュータシステムに攻撃を加えることにより直接的に大会に影響を与える。

チケット管理、各種大会運営、記録システム等

もう1つは、サイバー攻撃対策です。これは、直ちに人の命に影響はないのではないかとと思われる方もいるかもしれませんが、サイバー攻撃によって攻撃できる対象というのは、何も個人のコンピュータだけではなくて、さまざまな、いわゆるインフラに対する攻撃というものも十分に懸念する必要があるわけです。こうしたインフラの機能不全により、大会の運営全般にわたって大きな影響を受けるというだけでも大変大きな注目を受けるわけですから、そうした問題。あるいは、大会の運営事業に対するサイバー攻撃は、大会運営に関する各種コンピュータシステムに攻撃を加えることによって、直接的に大会に影響を与えることができる。チケット管理から各種大会運営記録といったものに対するサイバー攻撃を仮に行ってみれば、大会が大混乱になることは目に見えているわけです。これはある意味では人質的に、彼らの主張を通すために、やめてほしい、こうしてほしい、ということも出てくる可能性もあるわけです。

④テロに伴う観客等の雑踏事故対策

雑踏事故の危険＝大惨事につながる

過去にも

1954年1月2日：皇居参賀二重橋事件(死者16人)

1956年1月1日：新潟弥彦神社事故(死者124人)

2001年7月21日：明石花火大会事故(死者11人)

1995年7月：サウジ、メッカ(死者1,400人以上)

2015年9月：同上 (死者2,000人以上)

突発事案発生時の観客の避難

競技場入り口でのセキュリティーチェックによる入場の遅れ

雑踏事故
の危険

それと、先ほども少し述べましたけれども、次は、テロが発生した際の雑踏事故対策というものも大変重要な問題です。雑踏事故というと、比較的最近では、兵庫県明石市で起きましたが、大きな事案というものはあれ以降起きていませんし、それ以前もあまり起きていなかったのですけれども、実は終戦直後の昭和29年、皇居の一般参賀というのが正月2日の日に、二重橋のところで大勢の方が殺到して、死者が16人も出る大惨事となりました。近年はこの反省のもとに、一般参賀では、今年も平成に入って最高の人出となったわけですが、非常に整然とした入場が行われておまして、惨事につながるような気配はなかったのですけれども、気をつけておかないと雑踏というものは思わぬ事故になります。昭和31年には新潟県の弥彦神社で、このときは1月1日に、初詣で皆さんができるだけ早く前に行きたいということで、ちょっとした緩やかな坂道の階段でつまづかれた方の後ろから大勢の方々がどんどん前に進んできて、前がどうなっているかわからないうちに次々と転倒事故が起きてしましまして、100人以上の方が亡くなったという事案がございました。また、これは外国でありますけれども、1995年のサウジアラビアのメッカにおいて、神殿のまわりをぐるぐる回っている人たちが雑踏事故に巻き込まれて、死者が1,400人以上出ました。また、つい3年半前には、神殿の周りではありませんけれども、神殿に向かって宿舎からずっと大勢の方が徒歩で歩いて行くその途中で、死者2,000人以上の雑踏事故がございました。

このように、雑踏というものを軽視していると大変なことになります。大勢の人間が集まって続々と前のほうに進んでいく中で、つまづいて転んだだけで、よくわからない方々が後ろから次から次へと押しかけて、次々と転倒して圧死していくということがあり得るわけです。こういったことも、何か整然と行われていても、突然そこにテロが発生した、あるいは何か大きな事案があったというだけで、我先に人が逃げようとして雑踏によって亡くなる方も出てくるということです。

過去のヨーロッパのテロの中では、やはり爆発事故があつて、爆発による犠牲の方もいらっしゃるかもしれませんが、同時に、室内の劇場でしたけれども、そこから逃げようとして折り重なって倒れて、その下敷きになって亡くなられたという、間接的な形でのテロの被害者、雑踏による被害者もいらっしゃるということです。

⑤事案発生時の観客等の安全確保

大会開催中の重大なテロ等発生時の対応

- 突発事案への対応
- 動揺する観客等のパニック防止
- 観客等の安全な避難、誘導
- 観客等への的確な広報

被害の最小化と危機の連鎖の防止

2015年11月13日のフランススタジアムで発生した自爆テロの際のフランス当局の対応は、死者も出るテロ事件の最中の対処としては注目に値する。

最終判断は誰が行い、誰が広報、誘導に当たるのか
事前の検討とシミュレーションが重要

それと、これはあってほしくないことですが、実際にもう起きてしまったというときに、まず第一に考えられるのは、観客が大パニックになり、そして、我先に我が身を守ろうとして逃げようとする。そのときに、いかに観客の人たちに安心して避難していただくかが極めて重要になります。最初の事案で負傷者が出る。これはある意味では防げなかったものですが、さらに、それから二次的に避難に伴って死傷者が出るということに対しては、あらかじめそういったこともあるという前提で準備しておかないと大変なことになります。

先ほど、フランスのフランススタジアムでテロがあったと言いました。そのときサッカーは試合中だったんです。ちょうど前半が始まって15分ぐらいしたところで、会場の外で最初の爆発がありました。何があったんだということで調べたところ、テロがあったようだ。爆発事件があった。その間、試合はどうしたかという、試合は継続されています。そして、大体、試合の前半が終わったころには状況がわかった。2人が自爆をした。何人のテロリストが周りにかわからないという状況です。ここで、試合を続行するのもしないのかというときに、当時の大統領のオランダ大統領も会場におられて、あとは国際試合でドイツの外務大臣もそこにいました。大統領はドイツの外務大臣に、「あなたはここにいてください。私は所用があるのでここで失礼します」と言って会場を離れて、それから事件の指揮に当たった。そして、いろんなレストランや劇場での銃撃が始まってくるわけですが、その後、後半戦はどうしたのかというと、フランス警察の判断で、後半戦はそのまま継続しています。一部の観客はスマホにより、外で大変なことが起き始めているよだという事はわかっているわけですが、特に動揺することなく試合が継続されまして、最終的に試合が終わったところで、一番安全な場所は少なくとも会場の中であるということで、一部の方をピッチに降ろして安全なところで待機をしていただいて、そして、周辺の脅威がないということが確認されてから退場していただいたということで、極めて的確な対応がなされたわけであります。

そうした対応というものを、どのような場面で、どのようにやっていくのかということ、あらかじめ決めておくことが非常に重要です。誰が最終判断をし、そして、誰がそうしたときの広報を行い、誰が誘導に当たるのかといったことについてのシミュレーションというものが極めて重要になってくると思います。

⑥大会前のテロ発生時の対策

大会会期中のみならず、
大会開催前の大規模テロ発生時の対応

大会前の大規模テロの発生により
大会自体の開催が困難になる場合もある。

部分開催、縮小開催、代替施設での開催。
シミュレーションが重要。

12

今、言ったような大会会期中のみならず、テロは大会の前にも起こる可能性があるわけであり
ます。そうしたときに、現実は今から使おうと思っていた会場が、テロで開催困難になってくる
という場面もあるでしょう。大会自体の開催が困難な面もあるかもしれませんが、その
場合に部分開催をしていくのか、縮小開催をするのか、あるいは代替施設での開催にするのか、
といったシミュレーションもやはりあらかじめしておく必要があります。

⑦国家の威信がかかるオリンピック

- 国を挙げての大会招致
- 多くの予算と人員を投入
- 大会の成功は、おのずと国家の威信がかかる

このため

国を挙げて大会を準備し、安全かつ円滑に大会を運
営し、最後まで滞りなく無事成功させる必要がある。
担当大臣まで置いて、その成功に向けて取り組む。

国を挙げて、国家の威信をかけて行う失敗が許されないイベント。
(とりわけ安全面での失敗は致命的)

13

オリンピックというのは、言ってみれば国の威信がかかるスポーツイベントです。国を挙げて
大会招致をし、多くの予算と人員を既に投入し、また、しつとあるわけでありますので、大会の
成功というのは、おのずと国家の威信がかかっているという状況です。このため、担当大臣まで
置いて、その成功に向けて現実に取り組んでいるわけでありますけれども、言ってみれば失敗が
許されないイベントにもなってしまうわけです。とりわけ、安全面での失敗というのは
致命的です。過去にも、本当に何事もなく終わったオリンピックというのは非常に少ないのです。
むしろ、テロがあったりボイコットがあったり、さまざまな事案が起きたイベントというのは
数多くあります。例えば、ロンドンオリンピックの場合は、警備員が足りなくなりまして、どう
しても人が集まらないということで、最終的には軍隊が大勢出てきて警備員の代わりをしたとい
うこともありました。あれだけ準備をしても、直前になって間に合わないということも出て
くるわけであります。決してそのようなことがないことを願うばかりでありますけれども、やはり
周到な準備というものはこれからも必要になってまいります。

IV こうした危機に対応するためには何が重要か

リスクマネジメントとクライシスマネジメント

1、危機の事前対策としてのリスクマネジメント

2、大会直前や開催中の緊急事態対処 (クライシスマネジメント)

1、危機の事前対策としてのリスクマネジメントの考え方

- ① 様々な危機の想定
- ② 危機の対応策の検討
- ③ 対応策の比較検討の際の条件
- ④ 対応策の決定、準備、実行

こうした危機に対応するためには何が重要かという、1つはリスク・マネジメント。そして、もう1つがクライシス・マネジメント。これは何かと申しますと、周到的準備と、実際に事案が発生したときに的確に対応していくということです。これが極めて大事です。

① 様々な危機の想定

様々な危機の想定=考えられるあらゆる危機を

- ① 何(誰)が
- ② 何を目的に
- ③ いつ
- ④ どこで
- ⑤ 誰に対して
- ⑥ どのように

発生するのか

上記の条件が少し違うだけで、事前対策、発生防止のための活動内容、発生時の対応手段も異なってくる

各会場や、各場面ごとにあらゆる危機を想定し、
危機の対応策を検討する必要がある

② 危機の対応策の検討

危機の対応策の検討

- ① 限られた時間の中で
- ② 限られたコストで
- ③ 限られた人員で
- ④ どの組織が
- ⑤ どういう手段で

周到的準備というのは何かという、1つは、先ほども申しあげましたけれども、さまざまな危機を想定する。そして、それに対する対応策を考える。そして、対応策もいろんな方法があります。人手がかかるもの、コストがかかるもの、あるいは、効果が高いけれども人手も金もかかるもの、効果は薄いけれども簡単にできるものなど、いろんなものがあります。そうしたものを比較しつつ、いろんなものの集合体としての対応策を決定して、そして、準備して実行するというのがまず1つ。

そして、次が、あらゆる危機というものをテロに関しては考える必要があります。どんな人が、何を目的に、大体いつ、どこで、誰に対してやるだろうか。選手だろうか、観客だろうか、あるいは要人だろうか、そして、それはどのような手段でやるだろうか、ということを考える。しかも、こういったものは少し違うだけで対応手段も異なってきますし、そのための防止策も変わってくるわけです。そうしたことを想定しながら、危機の対応についてそれぞれ検討していく必要があります。

そして、そうした検討は、本当に限られた時間しかもう残っていません。コスト的にも限られていると思います。人員的にも限られています。そして、誰がそれを行うんだ、どういう手段で行うんだ、先ほど言ったドローン対策に関してだけでも、一体誰がどのようにやるんですかということの答えが、実はまだ出ていないわけです。そうしたことも考えてみれば、本当にさまざまな問題というものを、本当に詰めて考える必要があります。

③ 対応策の比較検討の際の条件

対応策の比較検討の際の条件

- ① 危機発生 の 蓋然性
- ② 被害 の 大きさ
- ③ 対策 の コスト
- ④ 対策 の 有効性、実現可能性

上記を比較検討の上、具体的な対応策を決定する
十分なリードタイムと検討のための時間が必要

④ 対応策の決定、準備、実行

- 具体的対応策の決定
- 対応策実施のための準備
- 事前対策の実施
- 対応策を実行する対応主体の構築
- 訓練

競技場設計の段階から対応策を盛り込んだ設計が重要
対応策が実行できる競技場であることが対応策の前提
設計思想の中に危機管理のための配慮が必要

というのが理想だが

こういったものを考える際には、実際に起こり得るものは何か、起こしやすいものは何か、実際に起きたときに被害が大きいものは何か、対策のコストは何かかかるか、実際の有効性は何か、そして、実現可能性は何か、ということも考えていく必要があるわけですが、そのためには、やはりある程度のリードタイムが必要になってまいります。しかし、リードタイムというのは現段階においては決して十分にあるわけではない。それを決めた後は実際に対応策を決め、そのための準備をし、実際にそれを備え、そして訓練をしていくということが必要になってくるわけです。

こういったものは、実は競技場が設計される段階から考えておく必要があるのだと思います。そういったものを考えた上で、いろんな事象に対応する対応策にかなうような競技場の設計というものが本当は理想でしょうけれども、現実には、あるところからやっていくしかないということが現状だと思います。しかし、会場は同じでも、競技場のつくり方や入場の仕方、あるいは避難の方法など、そういったことは、これからでもまだ間に合うものがあるかと思っています。

2、大会直前や開催中のクライシスマネジメントの考え方

大会直前や開催中の様々な場面での突発緊急事態が発生した場合の対応策をあらかじめ考えておく事が重要

- 誰が事前対策を行うのか
- 実際の危機発生時に誰がどのような役割を果たすのか
- どのようなクライシスマネジメントを行うのか
- 意思決定者は誰か
- 訓練は十分か

V 危機管理の検討、事前準備、実施の主体は誰か

大規模なスポーツイベントでは、関係者が多数にのぼるうえ、それぞれが大会運営上重要な役割を占める

- 事前に危機管理を検討、準備、実行して行く体制の構築が重要
- 様々な危機を想定した事前対策(リスクマネジメント)を行う主体は誰か
- それぞれの関係機関はどうかかわるのか
- 各機関、団体の連携の在り方が重要

この中で一番大事なことは何かと申しますと、実際に起きたときにどうするのかということを考えていくことが重要です。それをあらかじめ考えておくとしします。誰が事前対策を行うのか、と。オリンピックというのは実に多くの方々に関係をします。そして、いろんな手段があるわけです。例えば、競技開始を遅らせるというだけでも、一つの大きな解決方法でしょうし、会期を延期するというのも一つの方法かもしれません。あるいは、観客の入場を限定的にするということもその方法かもしれませんけれども、それは一体、誰が決めるのですか、ということです。

2020東京オリンピック大会にかかわる機関

- 2020東京オリンピック組織委員会
- IOC
- JOC
- 国内及び国際競技団体
- JSC
- 競技場施設管理者
- 国(内閣官房、内閣府、文部科学省、警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省、財務省等)
- 東京都、開催地自治体
- 警察、消防等の関係機関
- 放映権を持つテレビ局をはじめとするマスコミ
- 大会スポンサー
- 民間セキュリティー会社
- ボランティア団体等
- 交通事業者
- その他

大規模なスポーツイベントでは関係者が多数おります。そして、それぞれが大会運営上、重要な役割を占めるわけです。実際に発生したときに誰が決定していくのかということが極めて重要です。例えば、東京オリンピックにかかわる機関というのは、ここにたくさん書きましたが、いわゆるオリンピックの組織委員会があれば、全体としてのIOCもあるでしょうし、JOCもあるでしょうし、あるいはそれぞれの競技の国際競技団体もある。国内もある。さらには、競技場の施設管理者としての役割もある。国というのも各省庁がまたがっています。また、この場合は、東京都、千葉県といった開催自治体というものも関係するでしょうし、警察や消防等の関係機関もあるでしょう。

また、そのいろんなメディアの放映時間というものが、オリンピックの場合には大きな影響力を持っています。開催時期が決まったのもスポーツの時間が決まるのも、放映時間というものが大変影響してくるわけですが、そうした問題であるとか、大会スポンサーが大変大きな意向を持っていたりします。あるいは、交通事業者といったものも、輸送の問題なども絡んでいろんな影響力があるわけですが、いろんな事案が起きたときに、では誰がその事柄を決めていくのかということが非常に大事になります。

(事例) 競技場で爆破予告があったり爆発物かもしれない不審な置き去り物件が発見された場合

- 当該電話や物件の不審性の判断
- 不審物件に対する措置
- 会場内の他の不審物件の搜索
- 観客、選手等の安全確保
- 観客、選手等の避難、誘導措置(アナウンス内容)
- 競技継続、開始の判断等

安全面、競技運営面、国際的テレビ放映時間、選手のコンディションへの影響等を考慮しつつ

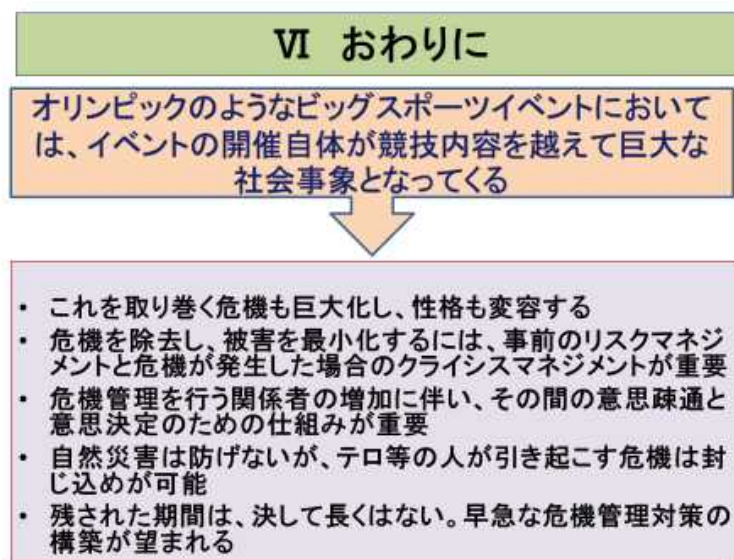
誰が、どのようなやり方で、どう判断し、決定して行くのが重要

最後一点だけ申し上げますと、例えば、ある会場に爆破予告事案があったとします。しかし、1時間後に競技が開始される、観客がもう半分ぐらい入っています、という状況のときにどう

対処しますかということを考えてみればわかりやすいと思います。仮に電話で爆破予告が行われたとしたときに、その電話は本当だろうか。あるいは、ただのいたずらだろうか。もし、本当だとしたときに、もう既に爆発物が持ち込まれているのだろうか。不審物件をどうやって発見すればいいのだ。ここにあるものは全て荷物検査が終わったクリーンな物件だといえるだろうか。そして、選手や観客の安全確保は本当にできているか。一旦、会場の外に選手や観客を出して中を点検してもう一度やるとなると、開始時間は遅れます。スポンサーが放映したいと思っていてゴールデンタイムに映像が流れない。それは日本だけの問題ではなくて、ヨーロッパやアメリカからも、この時間にやってほしいという希望は当然あるわけですから、それを動かさずにやることはできるだろうか。いや、きちっとした荷物検査もやったし関係者の事前チェックもやったので、電話はきっとただの嫌がらせに違いないと判断できるのかどうか、といったことを考慮しつつ最終的な判断をするわけですが、もしこうした妨害をしようとするれば、電話一本でいいわけです。問題はその対応は誰が決定するのかということです。

関係者みんなで集まってどうしようと決めている暇があるのは平時です。事前です。しかし、突発が起きた瞬間には直ちに決めなければならない。瞬間的にそれを決定するには状況を判断する必要があります。その最終決定を行う人は誰でしょうか。先ほど言ったように、数多くの関係機関がある。施設管理者が決めるんですか。競技団体が決めるんですか。警察が決めるんですか。あるいは国のほうに決めてもらうんですか。組織委員会が決めるんでしょうか。

それは、今、一生懸命考えましょう。そのときになって考えたのでは、もはや間に合わないということをおろそかじめ知って危機管理というものを行っておかないと、時間がない中で鳩首協議しても結論は出ません。時間が延びるばかりで、もう爆破予告時間になるかもしれない。そういうことを考えておくことが非常に大事なことです。



ですから、大事なことは、こうした大きな社会事象であるオリンピックにおいては、スポーツイベントとしての性格が、単にスポーツイベントではなく性格も変わってくるということです。そうした中で、テロというものが非常に大きな危機として出てくるわけでありませけれども、これを除去し、被害を最小化していくためには、事前のリスク・マネジメントと、実際に危機が起きたときを想定したクライシス・マネジメントというものを、あらかじめ決めておくことが重要です。関係者が大変多いわけですから、その間の意思疎通と意思決定のための仕組みというものをしっかりつくっておくことが大事です。

自然災害というものは防げません。しかし、テロという人が引き起こす危機というものは、これを封じ込める、防止することが可能です。地震は待ってくれといっても待ってくれませんが、テロは防ぐことが可能です。そうした意味で、残された時間は決して長くはありませんが、早急な危機管理対策の構築が必要だと思います。

千葉県においても、8つの会場でこうしたイベントが行われるわけですから、千葉県のみならず、我が国での東京オリンピック・パラリンピックが本当に無事成功に終わることを期待して、私の話を終わりたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

5 基調講演2 「危機管理と国民保護措置 一国、県、市町村及び住民の役割」

講師：消防庁国民保護・防災部長 小宮 大一郎 氏

ただいまご紹介いただきました消防庁国民保護・防災部長の小宮と申します。本日はこのような機会を設けていただきまして、本当にありがとうございます。私、実は今ほどご講演されました伊藤元内閣危機管理監のもとで、10年ほど前に仕事をしておりまして、官邸の下で、内閣官房で国民保護の担当の参事官をしておりました。北朝鮮のミサイル発射については、当時はまだ人工衛星だということで空に飛ばしていました。現在、JアラートとEm-Net（エムネット）というメールを使ったもので、そうしたものが発射されたということを国民にお知らせするシステムがあります。実は伊藤元内閣危機管理監と私が内閣官房に在席していた平成21年に、北朝鮮が沖縄方面に向けて人工衛星を発射した際に、初めてEm-Netというメールを使って全国に情報発信をしました。そのEm-Netの仕事をしておりました。

その後、すぐに千葉県庁に赴任することになり、千葉県庁では、総務部長をさせていただきました。総務部長はこうした危機管理ですとか防災を担当する部長だったのですが、先ほど申しましたような経験もありましたし、全国的には、危機管理と防災は独立した部局で担当しているところが都道府県でどんどん増えてきておりましたので、森田知事に相談いたしまして、千葉県に総務部から独立した防災危機管理部をつくらせていただきました。

その直後に東日本大震災があり、防災危機管理部が中心となって担当をして仕事を回していきました。ちょうど、今日の主催をされておられるのが防災危機管理部で、非常に深い縁を感じます。また、防災危機管理部の部長が石川さんですけれども、当時総務部で一緒に仕事をさせていただいた仲間として、本当に防災危機管理部ですとか、石川部長や伊藤元内閣危機管理監との縁を感じます。そういった皆様方のおかげで、今日こうやってお話をさせていただくことを本当に心から感謝を申し上げたいと思います。

私の方からは、本日は、危機管理と国民保護措置ということで、国・県・市町村と住民の役割についてお話をさせていただきますが、多分、今日お集まりの皆様方で、消防や市町村の職員の皆様方は、消防や市町村が危機管理と国民保護とどういう関係があるのか理解されておられると思うのですけれども、それ以外の皆様方は、どういう役割、関係なのかよく理解されておられないと思います。

概して、今お話にございましたテロ、あるいは国民保護ですから戦争につきましては、自衛隊や警察が中心になって動きますし、内閣、国のほうで中心になって対応いたしますが、消防も自衛隊、警察に次ぐ形で国民をお守りするという仕事をいたします。

市町村、都道府県も戦争、テロについての具体的な情報、いつ、どこで誰がテロを仕掛けているのか、仕掛けそうだとか、あるいは、例えば天然痘の被害が広がりそうかどうか、こういったような情報はなかなかないわけです。（しかし、）実際には市町村、都道府県がふだんから自然災害と同じように、住民に最も近い立場で住民をお支えするという仕事をしています。そういった意味では、テロであろうが、戦争であろうが直接第一義的に住民の皆様をお守りする仕事するのは市町村の役割ですので、自然災害と国民保護事案は、形は違いますものの、基本的に市町村、都道府県、消防もしっかりと国民保護の中で住民をお守りする仕事があるというのは、是非御理解をいただければと思います。本日は、釈迦に説法かと思えますけれども、国民保護とは何かということと、J アラート、テロへの消防や市町村の対応という3点についてお話をさせていただきます。

まず、「国民保護とは」です。



国民保護とは

○万一、**武力攻撃**や**大規模テロ**が起こった場合に、

- **正確な情報を把握し、住民に伝え、住民が正しく避難**できるようにする
- **救援、武力攻撃災害への対処**を行う

○国、県、市町村、住民などが協力して、

住民を守るための仕組み

○住民の**生命や財産を守る**という意味では、

地方公共団体・消防の本来の役割 とも言える

4

（国民保護法の目的は）万一、武力攻撃や大規模テロが起こった場合に、正確な情報を把握して住民にお伝えして、住民が正しく理解できるようにすることで、救援や武力攻撃災害への対処を行うということです。そして、国、県、市町村、住民などが協力して住民を守るための仕組みということで、住民の生命や財産を守るという意味では、地方公共団体・消防の本来の役割であるということは、今申し上げたとおりです。

武力攻撃事態と緊急対処事態

武力攻撃事態： 武力攻撃（我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。）が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
緊急対処事態： 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの

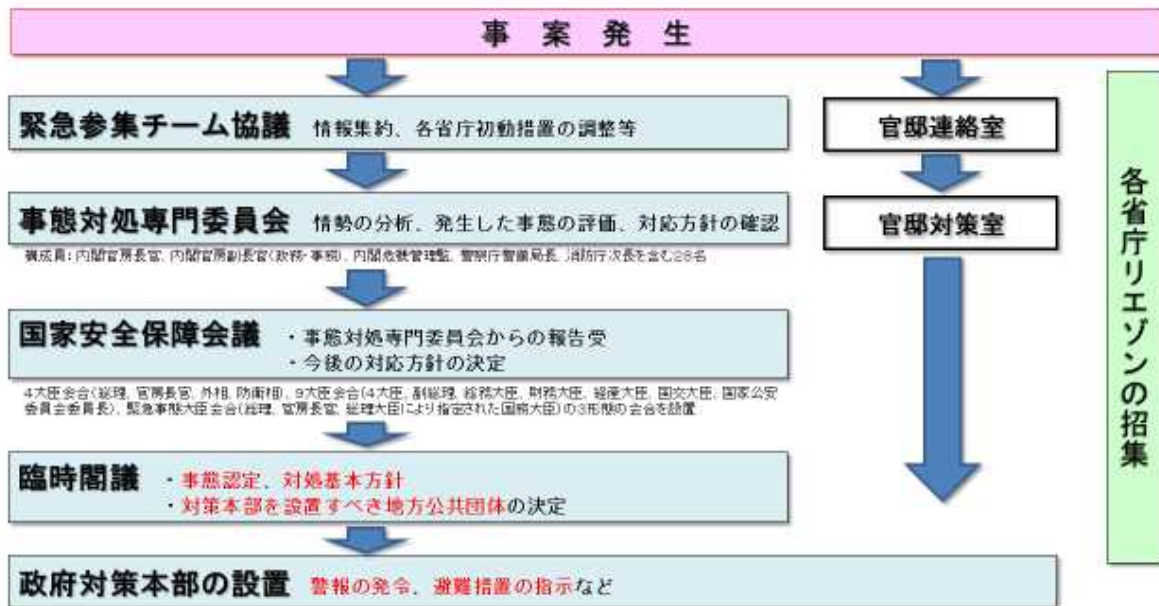
武力攻撃事態の4類型	緊急対処事態の事態例
<ul style="list-style-type: none"> ① 着上陸侵攻 ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ③ 弾道ミサイル攻撃 ④ 航空機による攻撃 	<ul style="list-style-type: none"> 1 攻撃対象施設等による分類 <ul style="list-style-type: none"> (1)危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 例：原子力事業所などの破壊、石油コンビナートなどの爆破、危険物積載船などへの攻撃 (2)多数の人が集まる施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 例：大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破 2 攻撃手段による分類 <ul style="list-style-type: none"> (1)多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 例：ダーティボムなどの爆発、生物剤・化学剤の大量散布 (2)破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 例：航空機などによる自爆テロ

5

国民保護では、武力攻撃事態と緊急対処事態、簡単に申しますと戦争とテロの2つに分けております。武力攻撃事態は、我が国に対する外部からの武力攻撃のことをいいます。それが発生した事態、または発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。どういうものが明白な危険が切迫しているかというのは、非常に議論があるところです。

次に、緊急対処事態、いわゆるテロですけれども、「武力攻撃の手段に準ずる手段」、これも何が準ずるかというのは議論があるところだと思いますけれども、「手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生、または、発生する明白な危険が切迫していると認められる」、これも当然何がどういう状況になれば明白な危険が切迫しているのかというのは議論のあるところだと思います。そうした事態で「国家として緊急に対処することが必要」、これも議論はあると思いますけれども、国家として緊急に対処することが明白だというようなことが緊急対処事態です。

資料の左下ですけれども、武力攻撃事態は4類型ありまして、着上陸侵攻、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空機による攻撃に分けています。資料の右下ですけれども、緊急対処事態の例では、1つ目が攻撃の対象施設等によって分類をすると、(1)が原子力事業所などの破壊、石油コンビナートなどの爆破、危険物の積載船などへの攻撃、(2)が大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破。2つ目で攻撃手段によって分類をしますと、(1)ダーティボムなどの爆発、生物剤・化学剤の大量散布、(2)自爆テロといったような分類の仕方をしていきます。



6

国民保護事案が発生したときの政府としての対応ですけれども、まず事案が発生しますと、緊急参集チームというのがありまして、これは、それこそ先ほどお話をされた内閣危機管理監が、各省庁の局長級を緊急に集め、協議をします。例えば東京23区で震度5強以上、それ以外の場所で震度6弱以上の地震が発生しますと、自動的に30分以内にこの緊急参集チームが招集されて、官邸で協議をします。

同じように、国民保護事案でも緊急参集チームが集まってまず最初に協議をして、情報集約や各省庁の初動の処置の調整をします。

それを受けてその次、事態対処専門委員会。これは今申しあげました緊急参集チームに加えて、内閣官房長官と政務と事務の内閣副長官が入ります。そこで情報の分析などをした上で、今度は大臣です。国家安全保障会議を開催し、今後の対応方針を決定します。

そして、最終的に臨時閣議で事態認定。これは国民保護事案だということを認めることです。そして対処の基本方針を定めまして、対策本部を設置すべき地方公共団体を決定します。そして、政府の対策本部を設置します。当然、本部長は総理です。本部として、警報の発令や避難措置の指示などを行います。

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするための措置を言い、各機関における主な措置は次のとおり。

国民保護措置	国	都道府県	市町村
住民の避難に関する措置	○警報の発令 ○避難措置の指示	○警報の通知 ○避難の指示 ○避難住民の誘導 ○都道府県の区域を越える住民の避難	○警報の伝達 ○避難実施要領の策定 ○避難住民の誘導・運送の求め ○関係機関の調整
避難住民等の救援に関する措置	○救援の指示 ○応援の指示 ○安否情報の収集・提供	○救援の実施 ○緊急物資の運送の求め ○安否情報の収集・提供	○救援の実施 ○緊急物資の運送の求め ○安否情報の収集・提供
武力攻撃災害への対処に関する措置	○生活関連等施設の安全確保 ○危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止 ○放射性物質等による汚染の拡大防止	○武力攻撃災害の防除・軽減 ○緊急通報の発令 ○退避の指示 ○警戒区域の設定 ○保健衛生の確保	○退避の指示 ○警戒区域の設定 ○消防 ※消火、負傷者の搬送、被災者の救助等
国民生活の安定に関する措置	○生活関連物資等の価格の安定等	○生活関連物資等の価格の安定等	○水の安定的な供給
武力攻撃災害の復旧に関する措置	○損失・損害補償	○避難及び救援に必要な物資・資材の備蓄等 ○職員の派遣の要請	

7

具体的な国民保護のための措置は何かということですが、表の左側、国民保護措置として、避難、救援、武力攻撃災害への対処、国民生活の安定に関する措置、武力攻撃災害の復旧に関する措置です。

まず、避難については、国が警報の発令をして避難措置の指示をします。そして都道府県が警報の通知、避難の指示、避難住民の誘導、都道府県の区域を越える住民を避難させます。そして、市町村が警報の伝達をし、避難実施要領を策定して具体的な住民の誘導や運送をします。

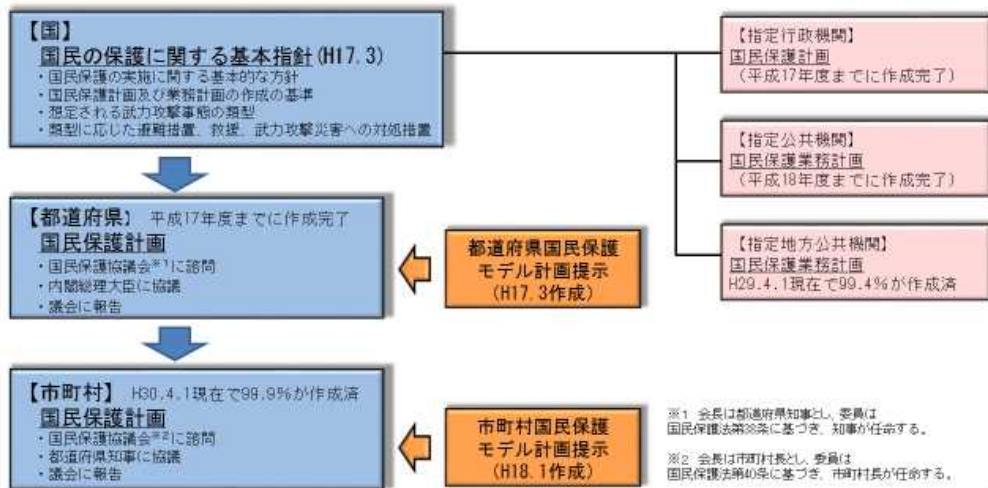
そして、救援です。これも国が救援、応援の指示をします。都道府県が救援の実施をしたり、緊急物資の運送を事業者に求め、市町村も同じように、救援の実施や緊急物資の運送の事業者への求めなどをします。

その次の対処ですけれども、国が生活関連等施設の安全確保や、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止、放射性物質等による汚染拡大防止などをします。都道府県も同様に武力攻撃災害の防除・軽減、緊急通報の発令や退避の指示、警戒区域の設定、あるいは保健衛生の確保などをします。市町村も退避の指示や警戒区域の設定をし、消防としては、消火、負傷者の搬送、被災者の救助などをします。

国民生活の安定では、国及び都道府県が生活関連物資等の価格の安定などの措置、あるいは市町村では水の安定的な供給をします。

最後に復旧に関しては、国が損失、損害補償などをしますし、都道府県が必要な物資、資材の備蓄、職員の派遣の要請などをします。

これは一言で申しますと、自然災害の場合には、市町村長が避難勧告や避難指示をします。また救援につきましても、市町村長が自らの判断と責任で行いますが、こうした国民保護事案につきましても、国が国の責任と判断によって、避難や警報や救援をするということを決めます。そして具体的な対応は都道府県や市町村が実施するということが、そこが自然災害とは全く逆だということをお理解いただければと思います。



8

このような対策について、国民保護計画というものがございまして、国がまず基本指針を定めています。資料の右になります。指定行政機関、これは各省庁です。霞が関の各省庁が国民保護計画をつくっています。そして、指定公共機関、これはNHKとか公共交通機関などですけれども、これが国民保護業務計画をつくっています。さらに、指定地方公共機関、地方の放送局や交通団体、こうしたところが国民保護の業務計画をつくっています。そして、資料の左側になりますが、都道府県は国民保護の計画をつくり、市町村も国民保護の計画をつくっています。各々ほぼできています。

1. 国民保護計画の適切な変更

- 都道府県及び市町村の国民保護計画について、国の基本指針の変更等を受け、最新の内容を反映させるよう随時変更していただくことが必要。
- 現在、平成29年12月の基本指針の変更(アラートによる情報伝達等の周知、地下施設の指定促進、避難施設の収容人数の把握、実習等の訓練の実施等)を受け、各都道府県計画の変更が実施されているところであるが、今後は同都道府県計画の変更を踏まえ、各市町村計画における変更が必要となる。
- 市町村によっては、長期間計画を変更しない団体もあることから、昨年8月及び今年2月に送付した「市町村国民保護計画変更の参考例」の活用等により、この際適切に変更していただくよう都道府県による助言を要請する。

2. 避難実施要領のパターンの作成

- 国民保護事案が発生した際、市町村は避難実施要領を作成する義務があるが、事案発生後の短時間のうちに作成することは困難であることから、あらかじめ複数のパターンを作成しておくことが望ましい。
- 特に、未作成の団体(94団体(平成30年4月1日時点))におかれては、作成の手順やコツを掴むため、「避難実施要領のパターン作成の手引き」、「避難実施要領パターンの作り方」等の参考資料を活用し、まずは一つでも作成していただきたい(作成率の低い都道府県においては、管内市町村を対象とした研修会を実施するのの一つの方策)。
- 消防庁としては、当面、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピック等の大規模イベントが開催される市町村におけるパターン作成を重点的に支援する考え、作成会合への参加等、都道府県の主体的な関与を期待する。

3. 避難施設の指定の促進

- 各地域において人口等に対して避難施設が適切に確保されているか検証することが重要。避難施設が地域的に偏ることのないよう留意されたい。
- 指定に当たっては、自然災害の避難所として指定している公共施設等は確実に指定するとともに、弾道ミサイル攻撃等に有効な地下施設(地下通路、地下駐車場、地下広場等)は国民保護特有の要請として積極的に指定に踏み出していただきたい。
- 平成30年度調査では、取組の進捗度合いで、都道府県間で明確な差が現れた。取組が進んでいない団体(別途通知)に対しては、来年2月にエアリングを実施し、今後の取組方針等を協議、確認させていただく予定。
(参考)平成30年4月1日時点で地下施設の指定が大きく増えた団体：大原府(402)、石川県(45)、山形県(42)、岡山県(41)、熊本県(41)
- 内閣官房が所管する国民保護ポータルサイトにおいて、避難施設の位置情報や、現在地からのルートを検索することができるよう機能が追加されたので、この旨関係機関及び住民に周知していただきたい。

9

現在、こうした体制の中で、都道府県、市町村、あるいは消防にとっての課題としては、1番目が国民保護計画を適切に変更することです。

国の基本指針を変更しており、それを受け、都道府県の計画を変更して、更にそれを受けて市町村も適切に変更する必要があります。こういったことを、いくつか実施していない団体があることから、適切にする必要があります。2番目が避難実施要領のパターンの作成です。これは国民保護事案が発生した場合に、こうした具体的な避難を市町村が行うわけですが、様々なパターンがあります。

発生後の短時間のうちに、Bテロ、Cテロ、Rテロに対し誰がどこにどのように避難するかを具体的に定めるのは難しいので、具体的なパターンをたくさん作成しておきましょうということです。しかし、現在まだ未作成の団体が 843 もあります。こうした団体について我々が指導しながら、もっとしっかりと作成していただく必要があります。

当面は、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの大規模なイベントが開催される市町村に対して、我々が重点的に指導しているというのが現状です。

3番目が避難施設の指定の促進です。自然災害についても様々な避難所などが指定されていますけれども、各地域で人口などに比して適切に確保されているか、あるいは地域的に偏っていないかとか、弾道ミサイル攻撃などに有効な地下の通路、駐車場、広場などがしっかりと指定されているかなどについて、少し課題が残っているということです。



国民保護に関する最近の諸課題について②

4. 国民保護共同訓練の実施

- 世界的にノブターゲットを狙ったテロが頻発する中、国民保護措置の重要性が高まっていることを踏まえ、適切な実施を期待。
- ラグビーワールドカップ2019や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を目前に控え、開催都道府県は毎年、その他の府県は概ね2年に1回を目標に国民保護共同訓練を実施していただきたい。
- 制度の理解やノウハウの定着のためには、各都道府県において、継続的に一定の頻度で訓練を実施することが望ましい。
- 訓練の一層の充実を図るため、医療機関との連携、現地調整所の設置、外国人対応等のより実践的な訓練を実施するとともに、大規模イベント開催都道府県においては、組織委員会との連携、実際の会場(周辺)を使用する訓練等、本番に向けた備えを進めていただきたい。

5. Jアラートの安定的な運用

【多重化の推進について】

- 災害時における情報伝達体制の向上が重要課題となる中、Jアラートについても更なる多重化を推進することが必要。防災行政無線との連携を基本としつつ、その他特性の異なる各種手段との連携を図らねばならない。
- 現在、連携手段が一手手段のみの市町村(未多重化団体)は全国で228団体。未多重化団体を、緊急防災・減災事業債の活用期限である平成31年度中に解消することを目指す。
- 未多重化団体のうち、今年度中に多重化のための取り組みを実施予定と報告があった団体は約140団体に上り、重点支援団体と位置づけ、電話等によるリンクを通じて働きかけを継続中。
- 庁舎や学校等公共施設に既に設置されている館内・校内放送との連携は、財政負担も小さく、比較的容易に実現できると考えられることから、多重化の一方策として積極的に検討されたい。

【新型受信機の導入について】

- 災害の多発や特別警報の追加等、Jアラートの配信情報量の増加に対応するため、現在、受信機を新型モデルに切替中。
- 旧型受信機の運用停止日【平成31年3月31日(日)】をもってソフトウェアサポートを終了することとしているため、未だ新型受信機への更新が終了していない団体においては、早急に実施されたい。(緊急防災・減災事業債対象(平成30年度まで))

【全国一斉情報伝達試験について】

- Jアラート関係機器については、近年災害が多発している現状や不具合が偶発的に発生している現状を踏まえれば、定期的・継続的に作動確認の機会を持つことが極めて重要。
- 今年度から、全国一斉情報伝達試験を四半期毎に実施していることから、各団体におかれては、特段の事情が無い限りは必ず参加していただきたい。(次回試験は平成31年2月20日)

10

4番目が訓練の実施です。これも様々な訓練を実施しています。ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控えて、開催の都道府県は毎年、その他の府県は概ね2年に1回を目標に、訓練をお願いしています。

訓練の中では医療機関、あるいは現地調整所の設置、外国人対応、そして、自衛隊、警察、病院など、さまざまな機関との間の連携について協議をした上で訓練をするといったことが非常に重要だと思っています。

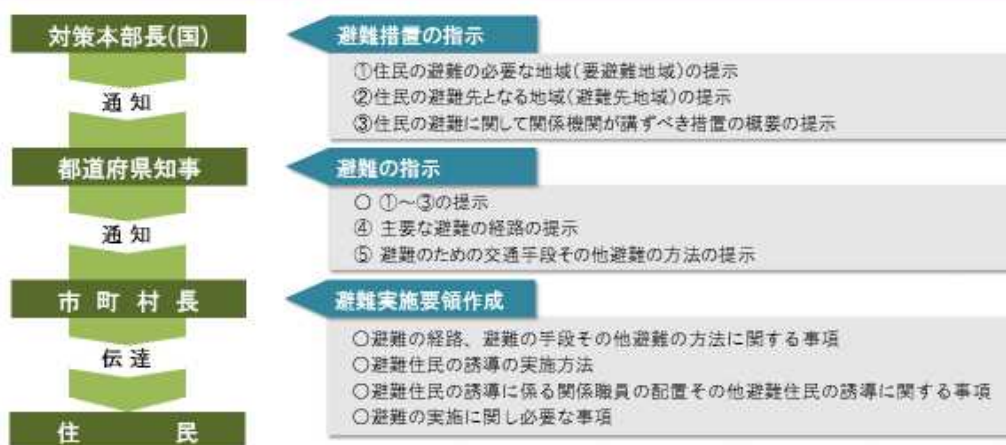
最後、5番目がJアラートの安定的な運用です。Jアラートについては後ほどご説明しますが、多重化を進める必要があります。

いくつかの手段で、Jアラートによって住民の皆様へ情報を伝達することにはしていますが、複数の手段で伝達できるようにしないと、様々な障害があって伝達できないといったことがあります。現在、手段が1手段のみの市町村はまだ全国で228団体あり、こうした団体について多重化を推進しています。

そして、全国一斉情報伝達試験。これは皆様方も実際に経験されたことがあるかと思いますが、Jアラートの訓練の日に、1,719市町村のうち、必ずコンセントが入っていなかったとか、機器が故障していて調整中だとかという市町村があります。こうしたことがないように定期的に訓練を実施していき、今年度から全国の一斉伝達訓練を四半期に1回実施していき、次回の試験を31年2月20日に実施する予定です。



住民の避難に関する国民保護法上の流れ



速やかな住民避難のためには、迅速な避難実施要領の作成が必要であり、そのためには、あらかじめ、各市町村において、できる限り多くの「**避難実施要領のパターン**」を作成しておくことが重要

11

これも先ほどと重複しますが、住民の避難については、国が避難措置の指示をした上で、都道府県知事が具体的な避難の経路や交通手段などを提示し、市町村長がさらに具体的な避難の経路や手段、誘導を誰がするかとか、あるいは、どういった関係職員を配置するかといったことを具体的に決め、実際にそれを住民の皆さんに伝達するという形にしていまして、こうしたことについて、できる限り多くのパターンを作成していることが重要だということです。

避難施設の指定状況

根拠法令

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年六月十八日法律第百十二号）
 第四百四十八条 都道府県知事は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しなければならない。
 ② 都道府県知事は、前項の規定により避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。
 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年九月十五日政令第二百七十五号）
 第三十五条 法第148条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
 一 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。
 二 避難住民等を受入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。
 三 速やかに、避難住民等を受入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。
 四 火災その他の災害による影響が比較的小さい場所にあるものであること。
 五 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

指定状況

平成30年4月1日現在全国で91,973箇所指定

○コンクリート造り	52,444箇所 (57.0%)	【施設類型別】	○小中学校等学校	43,290箇所	○公共施設	82,525箇所
○地下への避難が可能な施設	802箇所 (0.9%)		○緑地・公園	12,405箇所	○福祉施設	2,073箇所
			○民間企業	310箇所		

都道府県別の避難施設の指定状況については「内閣官房国民保護ポータルサイト」(<http://www.kokuminhogo.go.jp/hinan/index.html>)に掲載

12

次に、避難施設の指定状況です。現在、全国で9万1,973カ所指定されており、コンクリート造りが57%、地下への避難が可能な施設が0.9%となっており、特に地下の施設の整備を進める必要があります。コンクリート造りもそうですけれども、実は民間の、例えば交通機関の地下ですとか、ショッピングセンターですとか地下街、あるいは大規模なコンクリート造りのオフィスビルなどについては、民間の皆様方にお話ししますと、「うちに避難されても何かあったときに責任がとれない」と固辞されるケースが多く、そうした点で自治体が非常に苦慮しています。是非、そうしたことについても、皆様方に御理解をいただき、御協力いただけるとありがたいと思います。

国民の協力について

国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。（武力攻撃事態対処法第8条抜粋）

国民は、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。（国民保護法第4条第1項抜粋）

◎国民保護法では、国民に協力を要請できる場合を限定

【協力の内容】

- ① 住民の避難や被災者の救援の援助
- ② 消火活動、負傷者の搬送又は被災者の救助の援助
- ③ 保健衛生の確保に関する措置の援助
- ④ 避難に関する訓練への参加

- 協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮
- 国民が協力の要請に応ずるかどうかは任意とし、義務とはしない。
- 国や地方公共団体は、要請に基づき協力により、国民が死亡・負傷等した場合は、その損害を補償
- 国や地方公共団体は、住民の自主的な防災組織やボランティアの国民の保護のための活動に対し、必要な支援を実施

13

今の民間の方の協力と少し重複しますが、国民保護法と武力攻撃事態法では、「国民は、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする」と書いてあります。自然災害や事故災害についての法律の中にはこうした記述はありません。

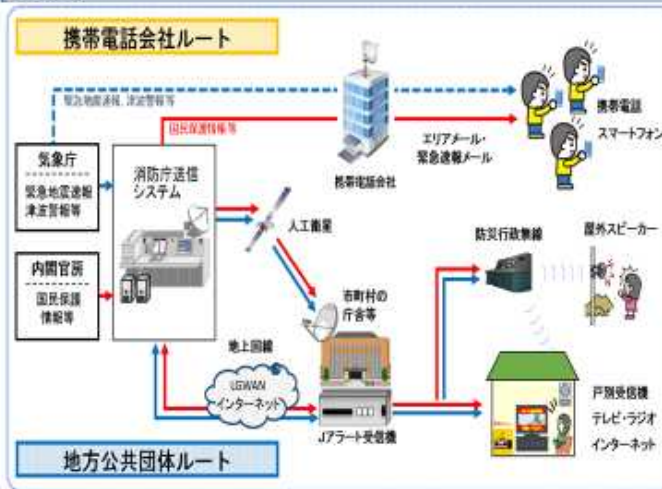
まさに戦争とかテロにあっては、国民も自らが守られる立場でありながら、自分たちが国や地方団体の仕事に協力しましょうというのが明確に書いてあるのが国民保護の特徴です。

例えば、避難する時の助けや、消火活動や負傷者の搬送、保健衛生の確保、訓練の参加といったことについて、限定した上で国民の皆様に協力をしていただくということを、努力義務として書いてあるということです。



全国瞬時警報システム（Jアラート）

弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステム



これまでの主な使用実績

- <国民保護関係>
 - ・H24.12 北朝鮮ミサイル発射情報 (中継県)
 - ・H28. 2 北朝鮮ミサイル発射情報 (中継県)
 - ・H29. 8 北朝鮮ミサイル発射情報 (北海道、東北6県)
 - ・茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県
 - ・H29. 9 同上
- <気象関係>
 - >緊急地震速報
 - H28 東日本大震災 他多数 H24 福島県沖 他15回
 - H25 淡路島付近 他8回 H28 伊予灘 他5回
 - H27 徳島県南部 他8回 H28 熊本地震 他多数
 - H29 長野県南部 他8回 H30 北海道胆振東部地震 他15回
 - >大津波警報・津波警報
 - H28.3 東日本大震災
 - H28.11 福島県沖地震
 - >大雨等の特別警報
 - H26.7 台風第8号 (中継県)
 - H26.8 台風第11号 (三重県)
 - H26.9 大雨 (北海道)
 - H27.9 台風第18号 (茨城県、栃木県、宮城県)
 - H28.10 台風第18号 (中継県)
 - H29.7 梅雨前線・台風第3号 (鳥取県、福岡県、大分県)
 - H30.7 平成30年7月豪雨

15

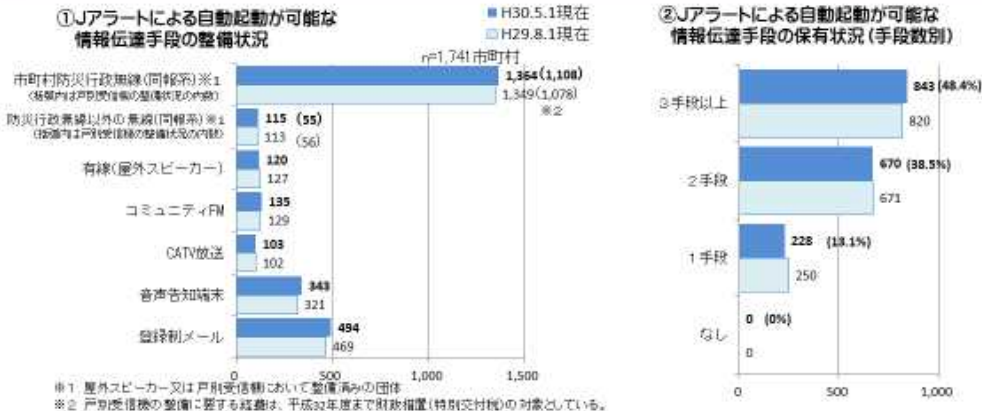
次に、Jアラートについてです。おとしは北朝鮮が二度ほどミサイルを発射しまして、我が国の上を通過しましたので、こうした名前が国民の皆様によく知れ渡った年でありました。

資料の左下の絵を見ていただきますと、実はJアラートは、ミサイルだけではなく、気象庁の緊急地震速報、津波警報などもJアラートというシステムで住民にお伝えすることになっています。それとあわせて国民保護のテロなどの情報についても送られます。

資料の左の絵にありますように、気象庁又は内閣官房が、最初に情報発信した後は、我々消防庁の送信システムを経由して、携帯のキャリアを通じて、直接携帯電話やスマートフォンに緊急メールとして流れますし、地上回線、人工衛星を通じて市町村の中にあるJアラートの自動受信機が自動的に立ち上がって防災行政無線、屋外のスピーカー、一般家庭の戸別受信機やインターネット、テレビ、ラジオなどで伝達されることになっています。

これ全体がJアラートというシステムで、資料の右にありますように、ミサイルだけではなく、地震、津波、あるいは最近ですと台風の特別警報、こうしたもので非常に多く活躍しているということを御理解いただければと思います。

- 各情報伝達手段には一長一短があるため、情報弱者を含めた住民の迅速かつ確実な避難の実施のためには、Jアラートと連携していない情報伝達手段を新たに連携させ、多重化を進める必要がある。
- 特に、防災行政無線（同報系）が設置されているものの、Jアラートと未接続となっている市町村については、速やかに接続していただく必要がある。



16

次に、先ほど説明しましたJアラートと連携した情報伝達の多重化です。これは資料の右側のグラフを見ていただきますと、自動起動が可能な手段がまだ1手段のところは13%あります。アラートによる自動起動が可能な情報伝達手段を屋外スピーカーだけでなく、コミュニティFM、ケーブルテレビ、あるいは登録制メールなどもっと複数の形で進める必要があります。

平成29年8月29日 北朝鮮による弾道ミサイル発射事案

5時58分頃 ミサイル発射
 6時07分頃 北海道渡島半島及び襟裳岬上空を通過
 6時12分頃 本邦の東約1,180kmの太平洋上に落下

<Jアラートによる情報伝達>

- ▶ 6時02分 発射情報を配信 (対象地域：北海道、東北6県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県)
 「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難してください。」
- ▶ 6時14分 通過情報を配信 (対象地域：同上)
 「ミサイル通過。ミサイル通過。先程、この地域の上空をミサイルが通過した模様です。不審なものを発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡してください。」

※対象地域12道県において、Jアラートにより市町村防災行政無線等が自動起動されたほか、消防庁から直接携帯電話事業者を通じて、対象地域内携帯電話に緊急速報メールを配信。

携帯電話に配信された実際の緊急速報メール

(発射情報)

受信メール
 2017/08/29 6:02
 政府からの発表
 2017/08/29 06:02
 「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難してください。」
 (総務省消防庁)

(通過情報)

受信メール
 2017/08/29 6:14
 政府からの発表
 2017/08/29 06:14
 「ミサイル通過。ミサイル通過。先程、この地域の上空をミサイルが通過した模様です。不審なものを発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡してください。」
 (総務省消防庁)

17

次にJアラートの活用事例ですが、29年8月の北朝鮮弾道ミサイルの発射事案の時です。5時58分ごろにミサイルが発射されまして、その下、6時02分には発射情報をJアラートで配信しています。「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難してください」と放送されました。そして6時07分に通過した後で、6時14分に通過情報をまた配信しています。「ミサイル通過。ミサイル通過。先ほどこの地域の上空をミサイルが通過した模様です。不審なものを発見した場合には決して近寄らず、ただちに警察や消防などに連絡してください」ということで、これも同じように配信されました。

先般、対象地域が広すぎるということで見直しまして、もう少し狭めた形で対象地域を少なくして流そうと、運用の改善をしています。

次のページは翌月の9月のものです。



Jアラートの活用事例（北朝鮮弾道ミサイル発射事案）

平成29年9月15日 北朝鮮による弾道ミサイル発射事案

6時57分頃 ミサイル発射
 7時06分頃 北海道渡島半島及び襟裳岬上空を通過
 7時16分頃 襟裳岬の東約2,200kmの太平洋上に落下

<Jアラートによる情報伝達>

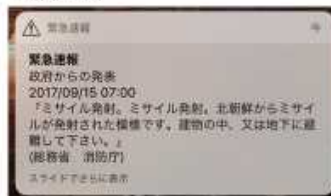
▶ **7時00分 発射情報を配信**（対象地域：北海道、東北6県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県）
 「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、または地下に避難してください。」

▶ **7時07分 通過情報を配信**（対象地域：同上）
 「ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、北海道地方から太平洋へ通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡してください。」

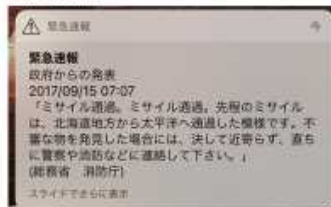
※対象地域12道県において、Jアラートにより市町村防災行政無線等が自動起動されたほか、消防庁から直接携帯電話事業者を通じて、対象地域内携帯電話に緊急速報メールを配信。

携帯電話に配信された
実際の緊急速報メール

（発射情報）



（通過情報）

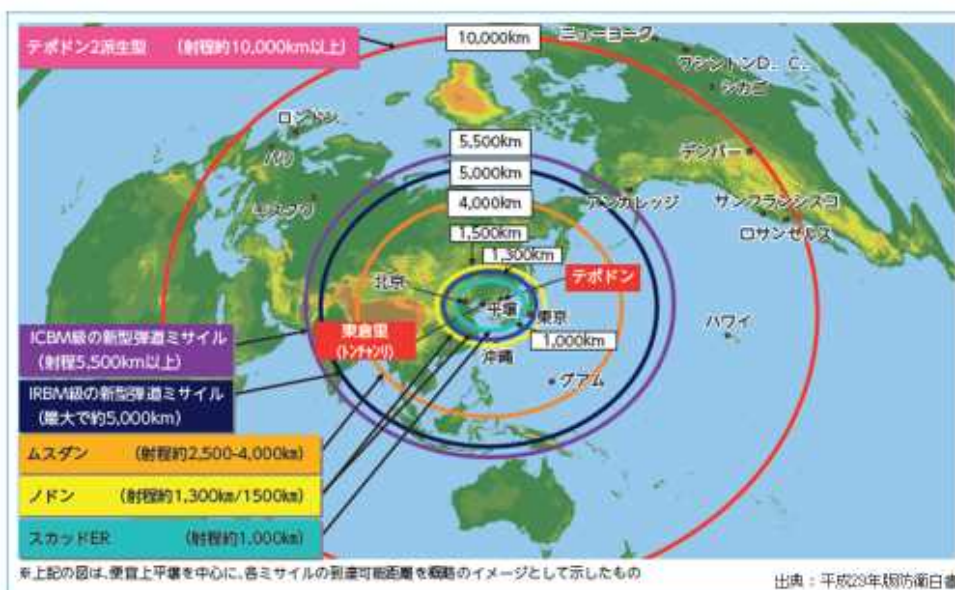


18

次は、ご承知のとおり、北朝鮮が保有する弾道ミサイルの性能です。

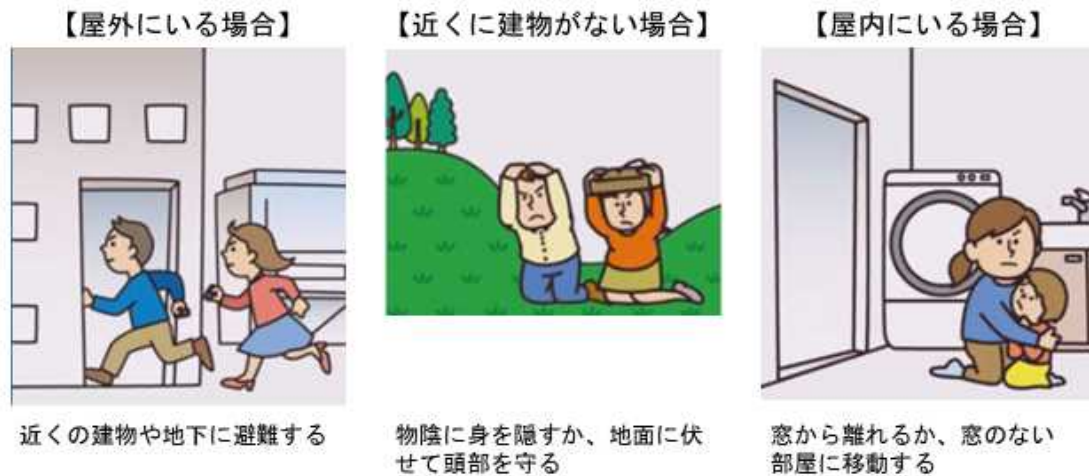


北朝鮮の保有する弾道ミサイル及び性能



19

弾道ミサイルが発射された際の避難行動



20

弾道ミサイルが発射された際の避難行動。これも皆様方もうご承知だと思いますけれども、「屋外におられる場合には近くの建物や地下に避難をしてください。近くに建物がない場合には物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭を守ってください。屋内にいる場合には窓から離れるか、窓のない部屋に移動してください」ということを我々は周知しております。

次は訓練です。弾道ミサイルを想定した住民避難訓練ということで、国と地方公共団体が共同で訓練をします。あるいは地方団体だけでの訓練をするということを全国各地で行っております。

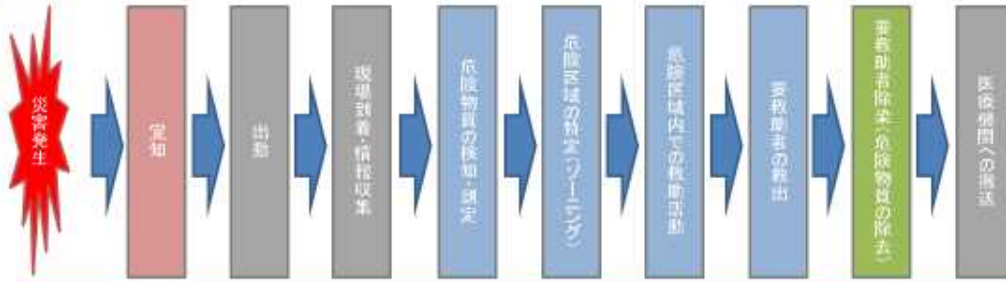
弾道ミサイルを想定した住民避難訓練実施状況



21

テロ発生時等における消防機関の活動

<NBC災害等への対応のイメージ>



消防機関のテロ発生前後の主な活動

●テロ発生前

- 競技実施建築物等の立入検査
(火気使用設備の状況・避難経路の確認等)
- 医療機関への働きかけ
(特別な収容体制の確保依頼)
- 状況に応じた警戒態勢
(火災危険、NBCテロ、要人警戒、熱中症対策等を想定・考慮した人員、資機材等の配備)

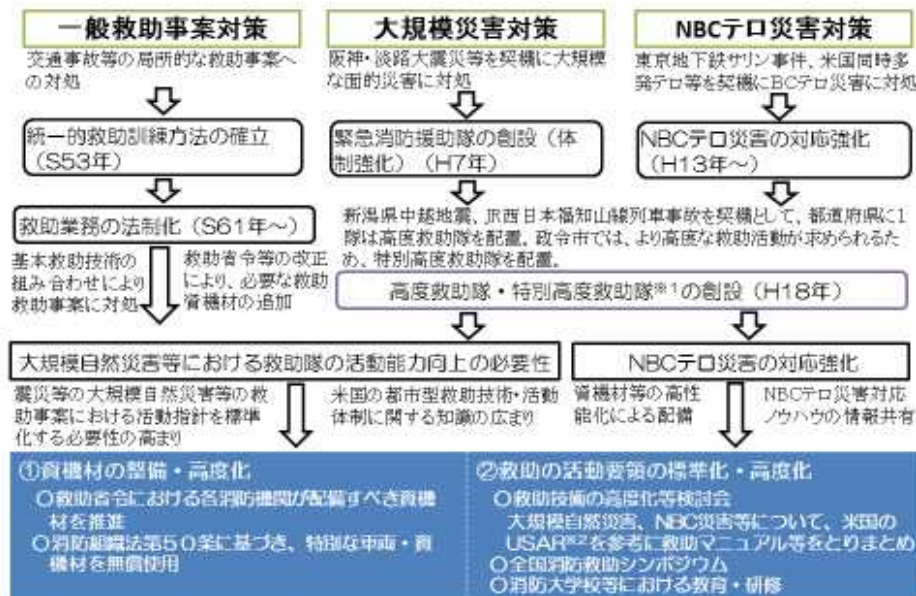
●テロ発生時

- 住民等への緊急情報の伝達
- 検知・ゾーニング
- 避難誘導
- 消火活動
- 救助活動
- 応急救護・トリアージ・除染
- 傷病者の救急搬送

23

次はテロへの対応です。消防機関は、災害が発生して、119番で覚知し、出動し、現場に到着します。そして、危険物質の検知測定をして、危険区域のゾーニングを行い、その中で救助活動を行います。要救助者を救出してその方たちの除染をして、病院に搬送するといった活動をしますが、テロ発生前においても、競技の実施建築物などの立ち入り検査をしたり、病院への働きかけをしたり、火災危険や要人警戒、熱中症対策などを想定した資機材の配備などを通常から行っています。

救助行政の変遷



※1 高度救助隊は、人命の救助に関する専門的かつ高度な物資を受けた隊員五人以上で編成し、救助者台で規定する救助器具及び当該救助器具を積載することができる救助工作車一台を備えた救助隊。特別高度救助隊は、高度救助隊のうち、特殊災害(NBC対応自動車、ウォーターカッター、大型クレーンなど特殊な災害に対応できる強力な装備を有しているもの。

※2 都市型捜索救助隊 Urban Search And Rescue

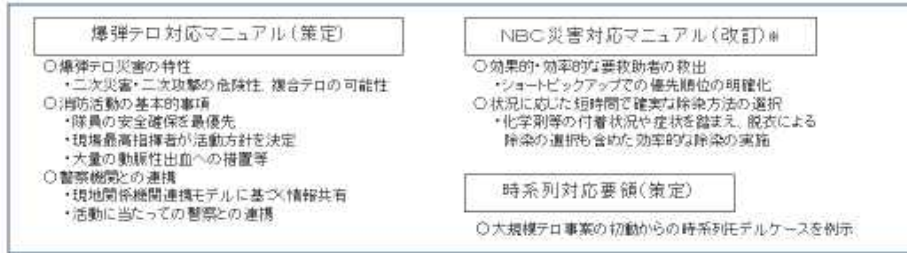
24



救助行政ということで、テロ災害のために、高度救助隊、特別高度救助隊ということで、ウォーターカッター車や大型ブロアー車などといった様々な救助資機材を備えたような特別な隊を平成18年から消防でも編成しています。資料に掲載している化学剤の検知器、生物剤の検知器、陽圧防護服、除染シャワー、といった資機材を消防庁が各消防本部へ無償提供しています。

資料の一番上に緊急消防援助隊とありますが、ご説明しますと、消防は市町村消防です。全国の市町村に16万人消防の職員がいます。消防団員が84万人いますので、消防職員と消防団員合わせて100万人の体制です。常備の消防職員の16万人の中で、約2割の2万4,000人の方を緊急消防援助隊ということで登録をさせていただいていまして、この方々が、自分の市町村、都道府県の中だけでは対応できないような大規模な自然災害、先般の北海道の胆振東部の地震や、去年の7月豪雨といった時には、全国から2万4,000人の隊員が集まって、緊急消防援助隊として活動するといったような隊があります。緊援隊と我々は呼んでおりますけれども、緊援隊へ資料にあるような様々なNBC対応の資機材を消防庁から無償貸与しているということです。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催等に向けて、NBC等テロ災害時での消防機関が実施する標準的活動に係るマニュアルについて、有識者会議等で再検討し、平成29年3月に以下のマニュアル等を内容とする報告書を作成し、各消防機関等に送付



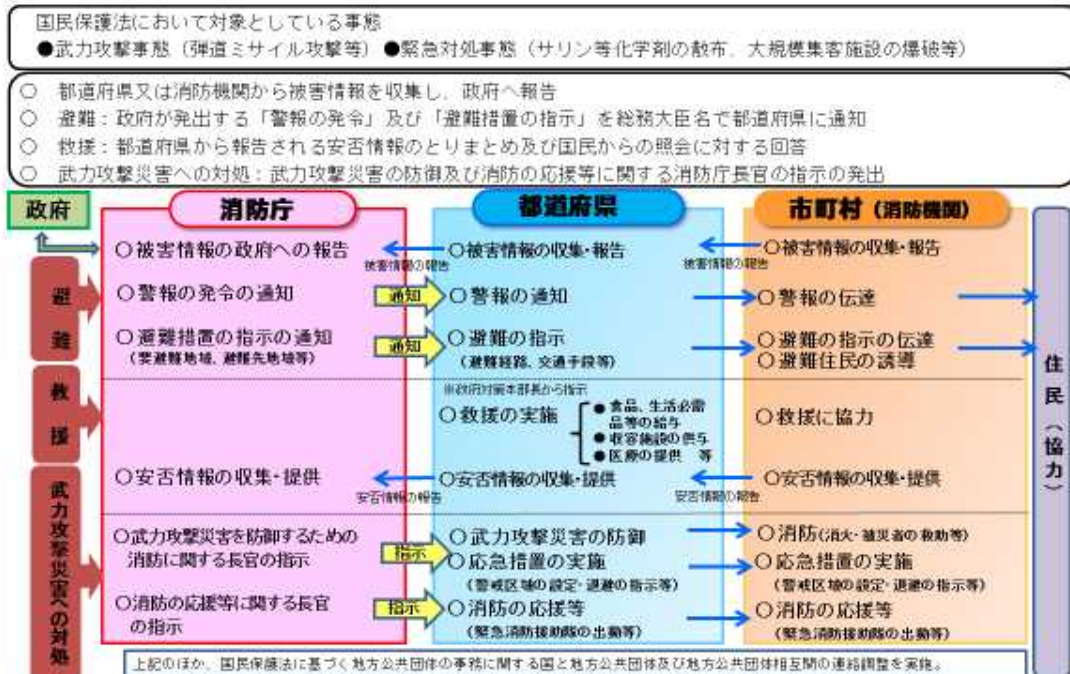
※初動活動における留意ポイントを次ページに整理

本報告書の活用及び訓練等の教訓・地域特性を踏まえたNBC等大規模テロ災害時の対応能力の高度化に向けた以下の取組の推進を要請(平成29年3月31日消防庁参事官通知)

- (1)各消防本部において、NBC等テロを含む災害対応の再点検の実施
- (2)消防本部の規模、NBC資機材の保有状況等に応じ、対応マニュアルの策定又は見直し、資機材の充実整備、関係機関との連携訓練も含めた訓練の積極的実施等の推進

そうしたテロ対策の高度化として、爆弾テロの対応マニュアル、NBCの対応マニュアルなどを消防庁で作成して、各消防本部で対応の再点検をしたり、マニュアルの策定や訓練などを行っています。

国民保護法に基づく消防庁の主な役割



消防庁の主な役割としては、都道府県消防本部からの被害情報を収集し政府へ報告。そして、避難や救援について、政府が通知等が発出する場合には、総務大臣名で消防庁から発出します。これが先ほど説明しましたJアラートと同様に、都道府県、市町村へのさまざまな情報の伝達、あるいはそれを受ける、集める、そしてそれを官邸に届けるといった中継ぎ的なことを消防庁がやっているということです。

国民保護訓練

関係機関相互の連携強化及び機能確認、国民保護措置に対する国民の理解を目的として、国民保護法に基づき、毎年、国・地方公共団体・その他関係機関及び地域住民が一体となった共同の訓練を実施。



図上訓練・防衛省本部(事務用)の様子



図上訓練・防衛省本部会議の様子



実地訓練・現地政府庁の様子



実地訓練・被害者救出の様子



実地訓練・被害者搬送の様子



実地訓練・住民避難の様子

最近の国際社会では、様々な形態のテロが発生していること、2019年ラグビーW杯、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会など大規模イベントが開催されることから、テロ災害発生時の国民保護措置について実践的な訓練を行うことが必要。

次に、国民保護の訓練の内容です。

国民保護の訓練、図上や実動を様々なところで行っていきますし、資料の右の下の黄色い部分ですが、ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピック競技大会開催と都道府県を中心に積極的に実施しています。



国民保護共同訓練(図上・実動)の実施状況

訓練実施回数(H30年度意向含む)

回数	団体数	都道府県
6回以上	10	岩手県、山形県、東京都、神奈川県、富山県、福井県、福島県、愛媛県、宮崎県
5回	7	茨城県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、鳥取県
4回	15	北海道、青森県、福島県、埼玉県、新潟県、岐阜県、長野県、富山県、山梨県、石川県、静岡県
3回	9	宮城県、秋田県、岩手県、千葉県、山梨県、長野県
2回	6	群馬県、石川県、和歌山県、島根県、広島県、高知県

平成30年4月1日現在

大規模イベント開催地(16都道府県)

- ★: ラグビーワールドカップ2019開催予定都府県
北海道、岩手県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県、熊本県、大分県
- : 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催予定都府県
北海道、岩手県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県

【H27～H29訓練実施状況(予定含む)】

実施回数	都道府県数
大規模イベント開催地(4回実施)	4/16
大規模イベント開催地(3回実施)	5/16
大規模イベント開催地(2回実施)	3/16
大規模イベント開催地(1回実施)	4/16

●ラグビーワールドカップ及び東京オリンピック・パラリンピック開催都道府県は毎年、その他の府県は概ね2年に1回を目標に国民保護共同訓練を実施するようお願いいたします。



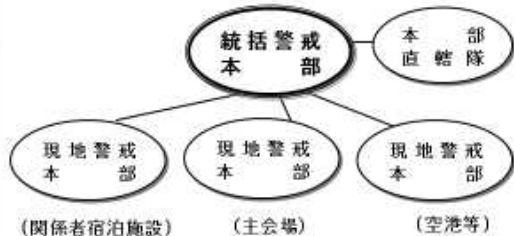
近年の訓練実施回数(H10年度意向含む)

回数	団体数	都道府県
2年以内に実施済	42	北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、岐阜県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、山梨県、静岡県、愛知県、岐阜県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、新潟県
2年未満実施	3	京都府、島根県、広島県
3年未満実施	1	秋田県
4年未満実施	1	佐賀県

2019年に開催されるG20サミット等の円滑な運営に万全を期すため、各国の要人等が集まる関係施設の警戒活動をはじめ、関係施設に対する予防査察や関係者への訓練指導等を実施するなど、2016年の伊勢志摩サミットと同様、消防・救急の特別警戒体制を確立する。

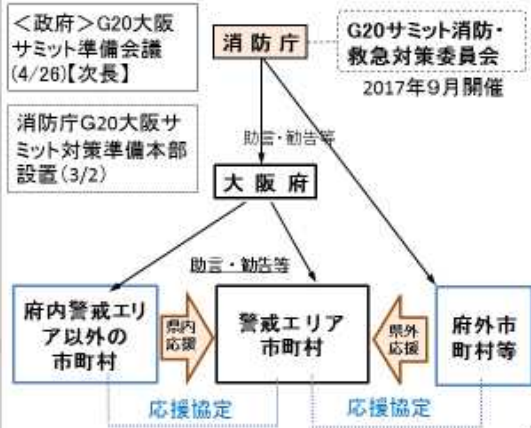
サミット開催期間：2019（平成31）年6月28日～29日
開催地：大阪府大阪市
（予定主会場：インテックス大阪）

【消防特別警戒体制（イメージ）】



- 消防・救急車両・ヘリ・NBC車両の増強配置による迅速な出動・搬送体制の確保
- 予防査察や関係者に対する訓練指導の徹底

【消防庁の役割】



30

G20大阪サミットに向け、警察、自衛隊とともに我々も積極的に体制を強化しようとしていまして、大阪サミットについては、大阪府、大阪市が中心ですが、府内の警戒エリア以外の市町村から府内への応援、それ以外に府外からも応援をするということで、応援協定を結んで実際に応援をしていただくことにしています。

左側ですが、関係者の宿泊されるホテル、主会場、空港などについても現地の警戒本部を消防としても設置し、警戒をする準備をしております。

事前計画及び対策

災害発生の未然防止

- 管轄消防本部を中心に、警戒対象施設及び関係周辺施設（ホテル等）の立入検査の実施
- 予防計画等の策定
- 警戒対象施設ごとに予防警戒マニュアルを作成
- 警戒対象施設関係者への防火管理指導の実施
- 施設関係者や関係機関と連携した訓練の実施

災害対応力の強化

- 各種計画等の策定（警防、救急、通信等）
- 広域的な応援体制の確立による消防・救急車両・ヘリの増強配置による迅速な出動・搬送体制の確保
- テロ対応車両の増強配備、資機材の増強整備によりテロ対応体制を強化
- サミット警戒期間を想定したテロ対応等の総合訓練の実施

サミット警戒期間

- 消防特別警戒実施期間は、サミット開催期間を含む1週間程度（予防査察等は数ヶ月前から実施）
- 警戒対象施設の防災センター等に予防警戒員を配置（24時間常駐）し、予防警戒活動を実施（監視、巡回、防火指導、情報収集等）
- サミット警戒にあたる特別警戒部隊を現地に配備し、迅速な出動態勢を確保
- ヘリや救急車等による救急搬送体制を確保

（参考）伊勢志摩サミットにおける特別警戒体制【平成28年開催】

- ・職員数1014名（消防職員972名、消防庁32名、三重県7名、愛知県3名）
（統括警戒本部170名、現地警戒本部742名、予防警戒員102名）
- ・消防車両99台、ヘリコプター6機（うち4機は地元待機）

集結車両



要人ヘリ警戒



拠点での大交替

31

具体的な災害の対応につきましては、事前に火災予防ですとか、実際の救急、通信を含めてさまざまな計画をつくって、今準備をしているということでもあります。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019を見据え、「世界一安全な日本」創造戦略及び「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」に基づき、NBC等テロ災害対応のための体制を整備するとともに、消防庁内に消防対策協議会を設置し、各競技会場等管轄消防本部等における万全な消防・救急体制の構築を目指す。また、外国人や障害者等が救急要請等を行う際の対応を推進する。

【各競技大会日程】
ラグビーW杯 :
2019.9.20～11.2
オリンピック :
2020.7.24～8.9
パラリンピック :
2020.8.25.～9.6

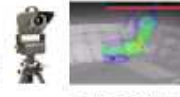
■ NBC等テロ災害対応のための体制整備・強化

- ① NBC災害対応力強化のため、短時間に大量の除染が可能な大型除染システム搭載車及び最大5km離れた遠隔地から化学剤の検知が可能な化学剤遠隔検知装置を整備
- ② 消防機関におけるNBC等大規模テロ災害時における対応能力マニュアル整備
- ③ 大規模テロ等の国民保護事案への対応能力向上のため、国と地方公共団体の共同訓練を充実強化、競技会場付近の避難実施要領のパターンの作成促進
- ④ ターニケットの導入に向けた消防職員用カリキュラム等を策定

<大型除染システム搭載車>



<化学剤遠隔検知装置>



<ターニケット>



<国民保護共同訓練>



対策本部の運営(図上訓練)



NBC観見検知(実動訓練)

32

東京オリンピック・パラリンピック競技大会につきましても同じようなことで、資料の右の写真のような大型除染システム搭載の車ですとか、化学剤の遠隔検知装置、これは最大5キロ離れた遠隔地からC剤を検知することができます。

あるいは、自衛隊が使っているようなターニケット、これを消防でもやっとなりになりました。こうした体制の整備強化をしていますし、消防対策協議会ということで、関係の消防本部と都道府県と消防庁とで、大阪と同じように、さまざまな予防や警防などの計画を立てたり、訓練をする準備をしています。

■ 消防対策協議会

- 設置目的(平成29年11月)
 - 大会期間中における警防計画(火災、救急、救助活動に係る計画)
 - ・予防計画(事前査察、訓練指導、期間中の予防警戒活動に係る計画)
 を策定し、期間中における円滑な警戒活動を推進する。
- 構成員
 - 競技会場管轄消防本部・都道府県及び消防庁
- 検討内容
 - ・警防計画及び予防計画(競技会場毎)
 - ・警戒対象ごとに必要な人員・車両の規模
 - ・警察庁、海上保安庁等関係機関との連携・調整事項
 - ・傷病者搬送に係る関係機関(医療機関)との連携・調整事項
 - ・大会期間中におけるテロ災害発生時の対応計画
 - ・大会期間中における地震・台風等自然災害発生時の対応計画
 - ・平時の消防体制を維持するための全国的な消防応援体制
- 開催状況: 協議会(H29.11.H30.3)、警防部会(H30.2.H30.6)、予防部会(H30.2(書面).H30.6)

<消防対策協議会>(TV会議)



33

■ 外国人や障害者等への対応

- ① 電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番通報の多言語対応の推進
- ② 聴覚・言語障害者を対象とした音声によらない119番通報の導入
- ③ 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の普及促進
- ④ 熱中症の予防対策等を記載した「訪日外国人のための救急車利用ガイド」の普及
- ⑤ 外国人や障害者等が利用する施設における避難誘導等の多言語対応等に関する取組の促進



34

最後に、安全安心対策ということで、実際の対応の手前として、資料の左になりますが、外国人や障害者の方への対応として、最初の①が電話の通訳センターを介しまして、三者間の通話を119番でできるようにしました。119番を外国の方がされると「ちょっと待ってください」と通訳センターにつながって、英語でも韓国語でも中国語でも三者間で119番通話ができるようなシステムが今全国で4割ぐらい進んでいます。

あるいは、②ですけれども、耳の聞こえない方やしゃべれない方でもスマホで119番できるような、「Net 119」と呼んでいます。こうしたものの整備を進めるなど、さまざまな外国人や障害者の方などへの対応をしています。

資料は以上ですけれども、最後に国民保護につきましては、今、説明したように、消防はどちらかと言いますと、これまでは自然災害ですとか、事故災害中心でしたけれども、自衛隊、警察とともに、消防も国民保護について積極的に対応をするということを少しずつ進めております。引き続き、都道府県、市町村とともに自衛隊、警察と一緒に国民保護の歩を進めていきたいと思っております。

もう1点は、最近、北朝鮮のミサイルの発射の兆候等がありませんので、どうしても、我々こうした準備をしたり訓練をしたりする中で、中だるみではないですが、少し緊張感が欠けてしまう部分がないにしもあらずです。我々、自戒を込めてですけれども、そうした中でも、今いくつか説明しましたような、避難施設の指定とか訓練、具体的な避難のマニュアルをつくる。こういったことを今だからこそ、ゆとりを持って仕事ができるということで積極的に進めているということです。

是非、今日お集まりの皆様方に、消防や都道府県、市町村の国民保護における役割を御理解いただき、引き続きご指導、御協力をいただけますことをお願いしまして、私のお話とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

6 パネルディスカッション

テーマ：「地域の安全・安心のために何をなすべきか」

コーディネーター：元東京都危機管理監 中村 晶晴 氏
パネリスト：内閣官房内閣審議官 山口 英樹 氏
警察庁警備局警備企画課理事官 小林 雅哉 氏
防衛省大臣官房審議官 森田 治男 氏
千葉県防災危機管理部長 石川 徹
NBCR対策推進機構理事長 井上 忠雄



○コーディネーター 中村 晶晴 氏

それでは、パネルディスカッションを始めさせていただきます。今日の2つの基調講演を踏まえまして、東京オリンピック・パラリンピックを控えて、世界的な課題となっているテロ対策につきまして、皆さんにそれぞれの専門分野から、第1に、世界的なテロの現状と我が国への影響について、第2に、各機関のテロ対策についてお聞きしたいと思っております。2番目の各機関のテロ対策につきましては、1つはテロを未然に防止するための対策、それからテロが発生した場合の初動態勢、各機関の連携について、この2つに分けてお話しいただこうと思っております。最後に、会場の皆さんを含めまして、市民の方々に期待することをそれぞれの方にお話しいただこうと思っております。以上4点で進めたいと思っております。

まず、背景といたしまして、人の流れのグローバル化について押さえておく必要があると考えております。さきの臨時国会で入管難民法が改正されまして、来年4月から施行されます。審議の過程では、5年間で34万人の外国人を労働者として新たに受け入れるということが出されました。また、東京オリンピック・パラリンピックでは、期間中に1,500万人に上る訪日外国人があるだろうと予想されております。政府からも2020年には訪日外国人4,000万人という目標が出されておまして、私たちの周りには外国人が確実に増えていくということになると思っております。

今でも犯罪のために入国する外国人がおりますので、こういう多くの外国人が来られますと、犯罪が増えるのではないかとというようなことを懸念される方もいらっしゃると思いますが、こう

いう不安につきましても払拭していくのが今日のディスカッションだと思っております。

そこで、まず、警察庁の理事官であります小林さんに、最近の国際テロの状況、それから特徴についてお話しいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○警察庁警備局警備企画課理事官 小林 雅哉 氏

警察庁警備企画課の小林と申します。どうぞよろしく願いいたします。

最近の国際テロの情勢につきましてですけれども、依然としましてイスラム過激派によるテロの脅威が高い情勢にあると考えております。I S I L (アイシル) ですけれども、2014年6月にアルカイダから分派しまして、指導者バグダーディーが、イラクとシリアにまたがる地域にイスラム国の樹立を宣言しました。その過激な思想に影響を受けまして、多くのイスラム教徒が世界中からひきつけられ、勢力を増大させておりました。

その後、2017年には、諸外国の支援を受けて、イラク軍ないしはシリア軍等の攻撃によって、両国における支配地域をほぼ失いましたけれども、その残存勢力につきましては、依然として攻撃を行う能力を有しているなど活動を継続していると見ております。

イラク及びシリアでI S I Lが支配地域を失ったことによりまして、I S I Lに参加するためにイラク及びシリアに外国人戦闘員が渡航する流れ、これはほぼ停止したのではないかと考えております。一方で、イラク、シリアに行くかわりに、自分の母国ですとか、ほかの国、ないしはイラク、シリアから帰ってくる、別の国に移動する外国人戦闘員が、今後テロを引き起こすことが懸念されるところであります。

2018年中には、イラクまたはシリアからアフガニスタンに移動していく外国人戦闘員の数が増えたというふうに見られており、2017年5月から10月にかけて、フィリピン・マラウィ市占拠事件で死亡した者の中には、中東等の外国人戦闘員が含まれていたとされております。これがこうした懸念を裏づけているのではないかと見ているところであります。

また、I S I Lは、インターネットを通じまして、世界中の支持者に対しまして、入手が容易な車両や刃物を使ったテロを実行するよう呼びかけております。これまでにこうした呼びかけに応じたと見られるテロ事件が発生しているところであります。

一方、アルカイダ及びその関連組織につきましても、指導者のアイマン・アル・ザワヒリが反米、反イスラム的思想を繰り返し主張しているほか、アルカイダ結成時の指導者、オサマ・ビン・ラディンの子どもとされているハムザ・ビン・ラディンが、インターネットを通じまして米国等に対するテロの実行を呼びかけております。

2017年に発生した主なテロ事件

発生日時	発生場所	概要
4月3日	ロシア・サンクトペテルブルク	走行中の地下鉄車両内で自爆テロが発生し、15人が死亡
5月22日	英国・マンチェスター	コンサートホール出口付近で自爆テロが発生し、22人が死亡
5月23日～10月23日	フィリピン・マラウィ	ISILを支持する勢力が政府軍及び警察による軍事作戦に抵抗して市の一部を占拠
6月3日	英国・ロンドン	ロンドン橋で車両が歩行者を轢過した後、降車した男が飲食店にいた客等を刃物で襲撃し、8人が死亡
8月17日、18日	スペイン・バルセロナ等	バルセロナ等3か所で車両が歩行者を轢過するテロが発生し、計16人が死亡
10月31日	米国・ニューヨーク	車両が歩行者等を轢過し、8人が死亡

2018年に発生した主なテロ事件

発生日時	発生場所	概要
3月23日	フランス・カルカソンヌ等	男が車両を強奪した後、スーパーマーケットに立て籠もり、一連の事件で4人が死亡
5月13日	インドネシア・スラバヤ	教会3か所で、6人家族による連続自爆テロが発生し、14人が死亡
5月14日	インドネシア・スラバヤ	市警察本部で、5人家族による自爆テロが発生し、10人が負傷
5月29日	ベルギー・リエージュ	男が刃物で警察官を襲撃し、奪った拳銃で警察官等を殺害、3人が死亡
7月31日	フィリピン・ラミタン	軍検問所で、自動車爆弾による自爆テロが発生し、10人が死亡
11月9日	豪州・メルボルン	男が刃物で歩行者を襲撃し、1人が死亡

最近の主なテロ事件についての例ですけれども、2017年に発生したテロが表の記載のとおりです。5月にはイギリス・マンチェスター、5月から10月にかけては、先ほど申しましたフィリピンのマラウィ市、8月にはスペイン・バルセロナと、各種テロが発生しているところでもあります。

2018年も一覧表に記載のとおりであります。5月のインドネシア・スラバヤ、同じく5月にベルギー・リエージュ、このようなものが発生をしております。

最近のテロの特徴ですけれども、先進国で発生しておりますイスラム過激派によるテロ、またはイスラム過激派によるものと見られるテロの特徴としましては、車両、刃物等の容易に入手可能なものを使用したテロが多発していることが特徴として挙げられます。昨年11月9日に、オーストラリア・メルボルンの中心地区、パーク通りで、刃物使用による歩行者に対する襲撃事件が発生しまして、I S I Lが犯行声明を出しております。

このように入手可能なものが主たる凶器として使用されるテロが相次いでいることにつきましては、I S I Lが声明ないしはオンライン機関紙等を通じましてたびたびその実行を呼びかけていることが影響しているのではないかと見ております。昨年8月、バグダーディーの声明の中でも、欧米諸国でのこうした手法でのテロの実行を呼びかけているところでもあります。

2016年7月にフランス・ニースで発生しました車両等を使用したテロ事件、これは車両を使用したテロの中でも被害が非常に大きかったものであります。7月14日の祝日を記念して行われていました花火を見物するために集まった人々の列にトラックを突入させ、見物客らを次々に轢過しながら2キロにわたり通行したと。テロの準備が比較的容易で大きな被害が出るという意味でも、こうしたテロが増えてきているということは注視していく必要があるだろうと考えているところでもあります。

○コーディネーター 中村 晶晴 氏

ありがとうございます。今のお話のような自国でのテロということですが、テロの犯人は割合移民の人が多いわけですね。移民が少ない日本では、このような宗教的な対立だとか、民族のあつれきなどというのは少ないのではないかとするので、安全だと思われがちです。そこで、小林さんにもう一つお聞きしたいのですが、我が国におけるテロの可能性について、どのように警察庁としてはお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○警察庁警備局警備企画課理事官 小林 雅哉 氏

まず、我が国に対する国際テロの脅威ということですが、海外で邦人が犠牲となったテロ事件について表にまとめております。

邦人が犠牲となった海外のテロ

発生日時	発生場所	概要
平成25年 1月16日	アルジェリア	武装グループが、天然ガス関連施設等を襲撃し、邦人10人を含む40人が死亡。
平成27年 1月24日 ・2月1日	シリア	ISILの戦闘員により、邦人2人が殺害されたとみられる画像等が、インターネット上に公開される。
平成27年 3月18日	チュニジア	武装グループが、バルドー国立博物館において観光客を人質に立て籠もり、邦人3人を含む22人が死亡。
平成27年 10月3日	バングラデシュ・ ロングプール	人力車に乗車していた邦人1人が、オートバイに乗った者たちから銃撃されて死亡。
平成28年 7月1～2日	バングラデシュ・ ダッカ	武装グループが、レストランを襲撃し、人質をとって立て籠もり、邦人7人を含む20人の人質が殺害される。

2016年7月に発生しましたバングラデシュ・ダッカにおける襲撃テロ事件におきましては、武装グループがレストランを襲撃し、人質を取って立てこもり、日本人7人を含む20人の人質が殺害されております。このような事件を初めとしまして、現実には我が国の権益や邦人がテロの被害に遭うという事件が発生しております。今後も邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念されております。この事件のほかに邦人が犠牲となった海外のテロ事件としましては、一覧表記載のとおりでありますけれども、2013年1月のアルジェリアで日本人10人を含む40人が死亡したものの、2015年1月から2月、シリアにおいてISILの戦闘員より邦人2人が殺害されたと見られる画像がネット上に公開されたもの、同じ年の3月、チュニジアにおいて邦人3人を含む22人が死亡したのなどがあると承知しております。

また、ISILは、オンライン機関紙の「ダービク」というもので、我が国ないしは日本人もテロの標的として、繰り返し名指しをしております。アルカイダにつきましても、2012年5月にアメリカが公開しましたオサマ・ビン・ラディン殺害時の押収資料におきまして、韓国のような非イスラム国の米国権益に対する攻撃に力を注ぐべきであるといった指摘をしていたことが明らかになっております。また、アメリカで拘束されておりますアルカイダ幹部、ハリド・シェイク・モハメドが取り調べに対して供述したことによりますと、日本にある米国大使館を破壊する計画等に関与したということが明らかになっております。

こうした資料ですとか供述は、米軍基地を初めとしました米国の権益が多数存在する日本に対するイスラム過激派組織によるテロの脅威の一端を明らかにしたものであると考えております。

また、欧米では、非イスラム諸国で生まれ、または育った者が、ISILないしはアルカイダによるインターネット上のプロパガンダに影響されて過激化し、自分が現在居住している国やイスラム過激派が標的としている国の権益を狙ってテロを敢行していく、いわゆるホームグロウン・テロリストによる事件が数多く発生しております。日本におきましても、ISIL関係者と連絡をとっているというふうに称している者ですとか、インターネット上でISILへの支持を表明する者が国内に存在しているというふうに把握しております。ISILやアルカイダ関連組織等の過激思想に影響を受けた者によるテロが日本国内で発生する可能性は、決して否定できないだろうと思っております。

こうした状況に鑑みますと、我が国に対する国際テロの脅威は継続して存在していると考えております。

○コーディネーター 中村 晶晴 氏

ありがとうございました。我が国もテロから無縁ではないというのが、警察庁の小林さんのお話でございました。

それでは、次に内閣審議官の山口さんに一つお聞きしたいのですが、国民保護計画に基づいて、毎年、テロ対策訓練を実施されているわけですが、その訓練の現状と、政府のテロ対策につきましてお話しいただければと思います。よろしくをお願いします。

○内閣官房内閣審議官 山口 英樹 氏

次のスライドを見ていただければと思います。

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱
～ オリンピック・テロ対策推進要綱 ～

<p>1 情報収集・集約・分析等の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> イスラム国等が関与する情報収集・集約・分析等の強化 <ul style="list-style-type: none"> 「国際テロ情報収集ユニット」等の活動の拡大・強化 「国際テロ対策等情報共有センター」(仮称)の活用 サイバー空間上の関連情報収集・分析に必要な体制等の充実 情報収集成果の活用による情報提供機能の強化 「セキュリティ情報センター」による取組の推進 	<p>4 重要施設の警戒警備及びテロ対処能力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒警備の徹底及び共同訓練等の推進 <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体に対するテロを想定した国民保護共同訓練の実施要請 テロ等発生時の対応体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> テロ等による外傷の治療を担う外科医の養成、テロ等に対する医薬品の供給体制の整備 多救傷患者の搬送体制の整備、搬送先病院の安全確保方策の推進 IMAT(事件現場医療支援チーム)の協定締結区療機関の拡大及び合同訓練の推進 航空保安対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ボディスキャナー等の先進的な保安検査機器の導入推進による航空保安検査の高度化
<p>2 水際対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 出入国管理・検問体制の強化 水際情報の収集・分析の強化等 <ul style="list-style-type: none"> PNR等の情報が活用し得る国際的な協力を進めるため、二国間や国際的な枠組みで協力を進める 先端技術等の活用と共同訓練の推進 	<p>5 官民一体となったテロ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 官民協働対応体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> インターネットカフェ等の事業者への身元確認等徹底の要請 民泊サービスの適正な運営の確保、違法民泊の取締りの徹底 「海上・陸路部テロ対策協議会」における官民連携の推進 国内の外国人コミュニティとの連携強化
<p>3 ソフトターゲットに対するテロの未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ソフトターゲット対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> 施設管理者との連携や訓練の実施、必要な警戒警備体制の構築等 ベストプラクティス記録に係る取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> 事業者に対し、①意識向上と取組体制の構築、②「見せる警戒」等の推進、③テロ対策に際した環境、資機材等の整備を働き掛け 車両突入テロ対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> イベント等における自主警備の強化、車両突入の物理的阻止、レンタカー事業者への働き掛け等 空港ターミナルビルの警備態勢の強化 <ul style="list-style-type: none"> 監視カメラによる先進的警備システムの導入促進 	<p>6 海外における邦人の安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報発信・注意喚起等の強化 国際協力事業に係る安全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 「国際協力事業安全対策会議」を通じた安全対策の推進
	<p>7 テロ対策のための国際協力の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 東南アジア地域に拡大するテロの脅威への対応 <ul style="list-style-type: none"> 総合的なテロ対策強化策として、①テロ対処能力の向上、②暴力的過激主義対策、③社会経済開発のための取組を推進 国際社会と緊密に連携したテロ対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 国際的なテロ防止条約等の枠組みを活用するなどした関係国間の更なる連携強化や情報共有の推進

政府では一昨年、2017年12月、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」というものを策定いたしております。7つの柱から成っております。

先ほど小林さんからお話のあった大変厳しい情勢認識に基づきまして、まずは未然防止という観点から、1番、情報収集・集約・分析等の強化というところが大きな柱でございます。昨年の8月には、関係省庁から成る国際テロ対策等情報共有センターというものを設置いたしております。

2つ目の柱が、水際対策の強化というところでございます。

3つ目の柱が、ソフトターゲットに対するテロの未然防止ということでございます。この関係では、例えば車両突入テロ対策の推進、あるいは空港ターミナルビルの警備態勢の強化といった項目が盛り込まれております。

右のほうに参りまして、4つ目の柱でございますが、重要施設の警戒警備及びテロが発生した場合のテロ対処能力の強化ということでございます。この関係で、この後少し国民保護共同訓練、

行った共同訓練の内容でございます。関係機関に大変御協力いただきまして、多くの学生さんにも参加いただいて、1,000名ほどの方が御協力をいただいた訓練を昨年の1月に実施させていただいています。



これはそのときの訓練風景でございますけれども、消防のほうが簡易検知、あるいは被災者の救助、そして警察のほうで原因物質の検知、さらには医療機関へのヘリ搬送、自衛隊による現場除染、また緊急対処事態に認定されて国民保護事案ということになりますと、自衛隊の警護を受けながら被災者を搬送する、一こういった訓練を昨年実施しております。また、パラリンピック等も頭に入れまして、障害者等要配慮者の避難誘導、医療救護、そういった訓練も実施いたしております。

平成30年度愛知県国民保護共同実動訓練概要

目的	ラグビーワールドカップ2019を見据え、開催会場での実動機種の初動対応能力向上、関係機関相互の連携強化、県・市の各対策本部等の連携及び国民保護に関する啓発を目的とする。
時期	平成31年1月11日(金) 12:30~16:00
場所	豊田スタジアム、豊田市役所、豊田厚生病院、トヨタ記念病院、豊田市民文化会館
広域	公開
訓練想定	豊田スタジアムにおいて、観客席に仕掛けられた不審物が爆発し多数の死傷者が発生。その後、観客席において2回目の爆発が発生した。 現場から逃走中の犯人グループは、検問所付近で、発砲のうえさらに逃走。同じ頃、新たな不審物が豊田スタジアム内で発見された。
主要訓練項目	①初動対応訓練(救出救助、検知、応急救護、爆発物処理、避難誘導等) ②対策本部運営訓練(情報収集、現地調整所、法定手続き等)
訓練の特徴	- 国際的スポーツイベント開催時の事案発生を想定した国民保護共同実動訓練 - 爆発を想定した、救出時の現場応急対応 - 外国人に対する避難誘導・医療救護
参加機関	内閣府、内閣府、警察庁、防衛庁、厚生労働省、国土交通省、防衛省・自衛隊、海上保安庁、愛知県、愛知県警察、豊田市、豊田市消防本部、豊田地区防衛、日本赤十字社愛知県支部、医療機関、一般社団法人愛知県バス協会、豊田スタジアム等

こちらは、つい先日、先週の金曜日、愛知県の豊田スタジアム、今年予定されているラグビー

ワールドカップの会場でございますが、こちらのほうで爆発テロが起こったという想定で訓練を実施しています。こちらも関係機関に御賛同いただきまして、小学校とかこども園の方にも御協力いただきまして、全部で1,500名の参加を得て実施をいたしました。とりあえず、以上でございます。

○コーディネーター 中村 晶晴 氏

ありがとうございました。それでは、2つ目の課題の第1番目、テロを未然に防ぐために具体的にどのような対策をとっているのかということについて、伺っていかうと思っております。

2001年のアメリカ同時多発テロ以降、空港でのセキュリティというのは格段に強化されたわけですが、鉄道はなかなか難しいということで、ご存じのように新幹線でガソリンに火をつけて自殺するという事件も発生しております。まず、総合的な観点から小林さんに具体的な対策についてお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○警察庁警備局警備企画課理事官 小林 雅哉 氏

中村様のご発言のとおり、鉄道のテロ対策はなかなか難しいところがございます。お話にもありましたけれども、2015年の6月、東海道新幹線の中におきまして、放火をし、関係のない乗客の方が死亡するという事件も発生しておりますし、昨年6月には、東海道新幹線内において殺傷事件というものが発生をしております。

警察におきましては、鉄道駅等での安全を確保するために、警察官が鉄道駅に立ち寄って警戒をしたり、実際に警察官が電車に乗り込みまして、不審者に対する職務質問を行うというような警戒、警備の徹底を行っているところであります。

公共交通機関におけるテロ対策ですけれども、警察庁では国土交通省と連携をしまして、ないしは都道府県警察におきましては、個別具体の鉄道事業者と連携をしまして、必要な対策を推進しているところであります。これに加えまして、テロ対策に関する各種官民連携の枠組みといったものに積極的に参加をしまして、御協力をお願いしているところであります。



スライドでいくつか訓練風景を出させていただいておりますが、制圧訓練や実際にNBCが発生した場合における除染の訓練といったものに、事業者さんと連携をしまして取り組んでおります。テロ対策は、警察における取り組みだけでは十分ではなくて、関係機関ですとか民間事業者の方、地域住民の皆様、こういった方と緊密に連携して推進するということが必要であろうと思っております。

2015年、フランスのパリで同時多発テロが発生しております、サッカースタジアムや劇場、レストランなど不特定多数の方が集まる場所が標的となりました。このように不特定多数の方が集まる大規模集客施設ですとか公共交通機関、これが外国においてテロの標的とされている中にありまして、テロに対する危機意識の共有、大規模テロ発生時における共同対処体制の整備、こういったことを警察におきましては進めております。警察においては、東京オリンピック・パラリンピックなどの開催を見据えまして、こうした官民連携の枠組みを活用して対策を進めているところでございます。

こうした対策におきましては、警察官が駅・空港などの公共交通機関において積極的な立ち寄り警戒、見せる警戒を行うことももちろんですけれども、ソフトターゲットとなり得る施設管理者におきまして、自主的な警戒態勢をきちんと持っていただくことが重要であろうと思っております。警察におきましては、施設管理者の方々に、施設の実態に即した警戒態勢の確立ですとか、不審情報の迅速な通報といったものをお願いしております。



次に、警察側の対処能力につきましてですけれども、テロ等の事案が発生した場合の対処能力を向上させるために、銃器対策部隊、今、スライドで映しておりますが、機関拳銃、いわゆるサブマシンガンを装備して制圧をする部隊ですとか、爆発物処理班、NBCに対する対応ができるNBCテロ対応専門部隊といったテロ対処のための専門部隊というものを各都道府県に設置しております。

次に、テロ対策、パートナーシップを通じた取り組みにつきましてご説明をさせていただきます。

テロ対策につきましては、警察と関係機関、民間事業者等が緊密に連携をしまして推進する必要があるというのは、先ほど申し上げたとおりであります。対策を講じていく上で、JR各社と各鉄道警察隊との定期的な連絡会議を活用したり、鉄道テロなどの国際テロ情勢や事案の説明、訓練などを行って、事業者に対して国際テロ情勢ないしは危機意識の共有を進めていくことが重要であると考えております。このために、警察におきましては、これらの方々と官民連携ネットワークというのを構築しております、さまざまな取り組みを行っております。

例としまして、警視庁の取り組みを挙げさせていただきます。東京駅におきまして、連携したテロへの対処体制の構築を図るために、JRですとか百貨店等の参加を得まして、東京駅パートナーシップというものを構築しております。このパートナーシップを利用して、テロについて

の合同の研修会ですとか合同訓練を実施しております。また、各都道府県警察におきましても、事業者との合同訓練や講習を行いまして、公共交通機関の事業者に対しまして、専門的な見地から対処能力の助言ですとか合同訓練を実施しております。また、実際に発生した場合の通報要領ですとか避難誘導のやり方、不審物件の対処方策につきまして、事業者も参加していただきまして訓練を行っております。また、これらを通じまして、警察の持つ知見を使いまして、事業者が講じるテロ対策の支援というものについても積極的に行っているところであります。

また、東京オリンピック・パラリンピックに向けて輸送の安全を確保するという観点から、鉄道事業者におきましても、東京駅等においてハード対策ないしはソフト対策について、積極的に取り組んでいただける予定であるというふうに承知をしております。

そのハード対策の一つとしまして、鉄道事業者が保有しておられます監視用カメラ、本来であれば運行監視などをするためのカメラの映像を、もちろんふだんは事業者の中でのみ使っていただくのですが、非常時におきましては、警察にも配信していただけるというようなシステムの構築を推進することとしております。警視庁において、既に非常時映像伝送システムというものが一部導入されておきまして、千葉県警を初めとした関係警察におきましても、これをモデルにしまして同じようなシステムが構築できないのか、構築していただきたいという話を進めているところであります。

具体的に申しますと、監視カメラを集中管理します電車のほうの通信指令センターにおきまして、駅構内でのテロ等の非常事態を認知した場合には、ボタンを一つ押していただきまして、警察の対策本部のほうにも画像が配信、共有されるというようなシステムとなっております。

テロが発生した場合、ないしはテロかどうかわからないようなおかしな事案が発生した場合におきまして、やはり現場で何が起きているのかというのを速やかに知っていく、速やかに事案認定をしていくというのが対処体制を構築していくための基本となります。事後の初動対応、救出・救助、避難誘導、事件捜査などに大変大きな影響を与えていきますので、やはり発生直後の映像というものを速やかに確認できるというのは、非常に大きなアドバンテージになると考えております。

警察としましては、引き続きこれらの対策を推進しつつ、鉄道テロ対策の強化というものに努めてまいりたいと思っております。

○コーディネーター 中村 晶晴 氏

ありがとうございました。警察の対応力の向上のほかに、民間とのパートナーシップ、さらに民間企業、事業者への啓発等々、それから連携、そういうものに力を入れているというお話でございました。

それでは、次に、先ほど各企業のプレゼンテーションがございましたけれども、連携のほかに、やはり機器を活用した対応というものが必要だろうと思っております。こういう関連の企業会員を抱えておりますNBCR対策機構の井上さんに、現在、技術的にどこまで進んでいるのかご紹介いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○NBCR対策推進機構理事長 井上 忠雄

皆さんご承知のとおり、テロ対策や災害対策には機資材が必要不可欠であります。先ほど展示企業のプレゼンテーションでお聞きいただきましたように、テロ対策や災害対策に必要な器材は、最近では最も便利な、あるいは高機能の安価な、使いやすい器材等が出てきております。

表一1 テロ対策技術・器資材の動向と展示企業

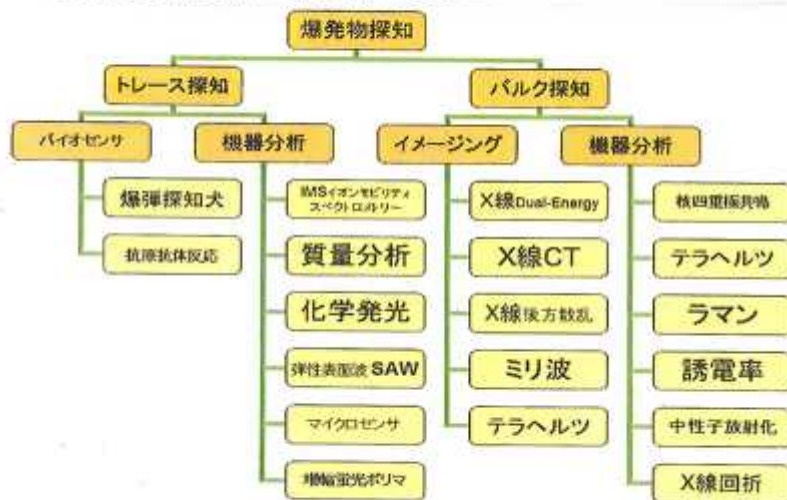
		技術・器資材の動向	検知・警報	防護	除染	医学的措置
テロ対策 技術・器資材	予防技術器資材	精密化・小型軽量化 微量検知化 システム化 IT化 高感度化・低誤報化 遠隔化 ロボット化 即応化 便利性 採取効率化	◎ボディスキャナー技術 ・顔認証技術 ・エボルブ (ナスク・インターナ ショナル㈱) ◎上レニス探知技術 ・各種機器分析・測量 器材 (空同機研㈱) (㈱エス・ティ・ジャ パン) ◎システム化技術 (CR器材) (ハネウェルジャパン㈱) ◎遠隔検知器材 (㈱ジャパンセル)	◎各種防護器材 (㈱東松製作所) ◎簡易電源シス テム (㈱ナベル) ◎給電コントロ ールシステム (合同会社PD ジャパン)	◎簡易除染装置 (空同機研㈱) ◎化学除染技術 (Z-archir㈱)	◎止血器材 (㈱フジタ医科 器械) ◎簡易便所 (㈱カワハフ 技研) ◎健康管理 (トリム㈱)
	NBCR技術 NBCR器資材					

通常、テロ対策器材や災害対策器材は、予防対処器材と事態が発生した場合の対処器材に分けられますが、これらの機資材の動向は、この赤字で示しましたように、精密化、小型軽量化、微量検知化、システム化、IT化、高感度化、低誤報化、遠隔検知化、ロボット化、即応化、便利性、それから試料の採取効率化などの傾向にあります。

一般的には、CBRNE（シーバーン）等のテロ災害対策では、検知・警報、それから防護、除染、医学的な処置の4つの分野に分けられますが、本日展示をいただいた会員企業の機資材は、検知・警報の分野では、表に示しましたように、ボディスキャナ技術では顔認証を組み込んだエボルブ器材が、トレース探知技術では各種分析・計測器材が、またシステム化技術では化学あるいは放射能器材のシステム化、それから遠隔検知器材では先ほどありました遠隔探照装置、あるいは防護面ではマスクを初めとする各種防護器材や簡易電源装置、あるいは給電コントロールシステムが、また除染面では、簡易除染装置や化学・生物剤の除染器材が、また医学的な処置の技術ではターニケット等の止血器材や簡易便所、あるいは健康管理面での水素水を活用した器材等が大きな進展を見せております。これらの機資材につきましては、本日のプレゼンテーションで聞いていただいたとおりであります。

図一1 テロ対策技術・探知装置の一例

●爆発物探知技術・装置



次に、テロ対策技術・探知装置の一例を、先ほどお話ししましたように、日本で事態発生の際の蓋然性が高いと言われております爆発物テロ・災害について、その技術的な動向と機資材について見てみますと、図1に示しました技術が使用されております。

爆発物探知では、通常、微量の物質を検知するトレース探知と物体を検知するバルク探知に分けられますけれども、トレース探知ではバイオセンサーや各種の機資材分析技術、またバルク探知ではX線やミリ波、ラマン、誘電率、X線解析などが利用されます。

図一2 爆発物探知技術・機材

	トレース探知	バルク探知	液体物検査	ボディスキャナー
対象	爆薬のにおい 指紋	爆薬のかたま り容器、起爆装 置	液体爆薬	衣服の下に隠 された爆薬
方法	化学センサー	X線検査	蓋開けて検査 分光法 X線	ミリ波 *X線後方散乱
特徴	極微量を検出 低誤報率 手間と時間 絶対量は不明	自動検出 高処理速度 質量、密度、 形状がわかる	飲料と区別 液体物種類 容器材質種類	人への検査 被ばく問題 プライバシー 問題

爆発物探知技術・機資材では、図2に示しましたように、対象として、トレース探知では爆薬のにおいや指紋、バルク探知では爆薬の塊、容器、起爆装置などが、また液体物の検査では液体爆薬が、ボディスキャナでは衣服の下に隠された爆薬が、また方法では、化学センサー、X線検知、分光法、X線、あるいはミリ波等が使用されております。

図-3 (1)爆発物探知技術・器材の1例;
ア、トレース探知とバルク探知



図-4 ●トレース探知の1例;
爆発物に触った場合;トレース探知:



次に、トレース探知とバルク探知について見てみますと、トレース探知ではにおいや指紋を検出するイオンモビリティやスペクトロメトリーが使用され、バルク探知では爆薬の塊を検知するために、手荷物やスーツケース、あるいは郵便物、コンテナなどの検査に透過X線やX線CTなどが利用されます。

本日、コーディネーターの中村先生から先ほど質問があった粒子検査等について見てみますと、爆発物にさわった場合、トレース探知として粒子としての爆薬の付着量が、ここに示しましたように 0.2 ミリの場合には 10 マイクログラムのもので、これは辛うじて目に見える程度のものでありますが、また直径が 0.1 ミリのものは約 1 マイクログラム、これはトレース量、指紋的なものであります。また、直径が 1 マイクロメートルのものは、重さで約 1 ナノグラムでありますけれども、このような微量のものが検知できるようになってきております。

図 5 には液体物の検知とボディスキナーの状況を示したものでありますが、液体物検知では飲み物を化粧品と区別する技術、ボディスキナー技術では脇の下に隠した爆薬の検知、あるいは人の検査などが欧米の空港で使用されるようになり、日本でも配備されようとしております。

図-5 イ、液体物検知とボディスキナー



図-6 ボディスキナーの1例:



本日、皆さんが入り口で体験されましたようなボディスキナー技術では、刀剣、銃や爆発物の検査のためにミリ波を利用したエボルブエッジの器材が導入されようとしております。この器材は1時間に約 600 人を通過検査できる器材でありまして、腕時計やスマホなどは特に外す必要もなく、爆発物や銃剣等を検査できる最新式のソフトターゲット対策用の器材と言われております。これらは顔認証技術も組み込まれておりますが、最近、顔認証技術ではストレスや情緒の不安定を検査して精神状態を可視化する技術も出てきております。

表一2 ●アメリカの探知技術・器材

空港で使用できる公式装置リスト ●ボディスキャナー - アクティブミリ波: 2機種 2010.3 ●爆発物トレース探知 (ETD) - イオンモビリティ 2014.11 追加で3機種 ●液体物検査装置 - ラマン 2機種、 誘電率+赤外 1機種 2010年 ●X線検査装置 (AT-2) - 3機種 2011.4

表一3 ●ヨーロッパの探知技術・器材

採用の機種は各国に任される

- 爆発物探知システム
- 液体物検査装置
- ボディスキャナー
- トレース探知装置
- 金属探知機
- 手荷物爆発物探知システム



表2は、アメリカの探知技術と器材の一例を示したものでありますが、空港ではボディスキャナとしてアクティブミリ波を利用した2種類の器材が、また爆発物トレース探知ではイオンモビリティを利用した3種類の器材が、また液体物検査装置ではラマンスペクトルを利用した2種類の器材と誘電率と赤外を利用した器材が、またX線装置では3種類の器材が利用されるようになってきております。

ヨーロッパの探知技術・器材も同様でありまして、機種採用は各国に任されておりますが、いずれの国も爆発物探知システム、液体物検査装置、ボディスキャナ、トレース探知装置、金属探知機、手荷物爆発物探知システム等が利用されております。

表一4 ●テロ対策技術・器資材と展示企業の器資材

①検知・警報	②防護	③除染	④医学的措置
●ボディスキャナー ナスクインター ナショナル(株)	●防護装置 (株)重松製作所	●簡易除染装置 帝国繊維(株)	●止血器材 (株)フジタ医科機器
●各種機器分析・ 測定器資材 (株)帝国繊維 (株)エス・ティ・ ジャパン	●簡易電源システム (株)ナベル	●BC剤除染技術 Z-anshin(株)	●簡易便所技術 (株)カワハラ技研
●CR・システム化技術 日本ハネウエル(株)	●低炭素型BCP 給電コントロール システム 合同会社PDジャパン		●含水素浄化技術 (株)日本トリム
●遠隔検知技術 (株)ジャパンセル	●テロ対策には基礎知識・器資材とこ れを使っての教育・訓練が重要である。		

最後に表4は、本日展示をいただきました企業の技術、機資材の一覧表を示したものでありますけれども、いずれの機資材もテロや災害に必要な不可欠なすばらしい器材でありますので、テロ対策あるいは災害対策を担任される方々はもちろんでありますが、関係の方々も是非これらの企業と、あるいは器材と接触をしていただきまして、活用していただきたいと思っております。以上であります。

○コーディネーター 中村 晶晴 氏

ありがとうございました。かつて、街頭に防犯カメラを設置するというときに、プライバシーの侵害だという反対の声がかなり上がりました。現在は鉄道車両の中にもカメラが設置されるというような時代で、この映像によって犯罪が解決されるというのがかなり増えております。カメラも進歩しておりまして、挙動不審者を特定するというのも次第に可能になってきております。こういう機器の活用というのが今後とも増えていくのではないかなと思っておりますので、皆さん方も関心を持っていただければと思っております。

それでは、3つ目の課題ですが、テロが発生した場合の対応について伺っていきたいと思っております。まず、山口さんに政府の対応についてお聞きしたいと思っております。それから、各機関との連携についてどうお考えなのか、そこもお聞きしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○内閣官房内閣審議官 山口 英樹 氏

私ども内閣官房の職員は、総理、官房長官を補佐するという立場で、内閣危機管理監を中心に対応に当たるということになっております。

官邸には、各種の緊急事態に関する情報を収集する内閣情報集約センターというものがござります。また、それらの情報を受けて事態対処を行う危機管理センターというものが設置され、こちらのほうに私どもの内閣官房の職員が24時間常駐しています。テロを含む緊急事態が発生した場合には、内閣危機管理監のもとに担当職員が直ちに初動態勢を組み対処することになっております。

関係機関のほうからテロ発生の一報が入りますと、その状況に応じまして官邸のほうで情報連絡室あるいは官邸連絡室、あるいは官邸対策室というものを設置して対処を行います。さらには、基調講演で消防庁の小宮部長から話がございましたように、一定の規模以上の事態となった場合には、関係省庁の局長級が直ちに参集して緊急参集チーム会議を開催し、それぞれ被害状況の確認、被害の拡大防止、人命救助等を含めた対処を行うということになっております。さらに大きな事態となった場合には、閣僚級の対策本部であったり、あるいは場合によっては国家安全保障会議を開く、あるいは先ほどの事態認定、そういったことも想定されるということでございます。

そういった中で、国民の皆様へ適時適切に情報を提供するというのも極めて重要でございますので、例えば、テロではございませんが、年明け3日に熊本のほうで震度6弱の地震がございました。このときも緊急参集チームが直ちに参集をして、その内容を踏まえた上で官房長官が臨時の記者会見を開いて国民の皆様説明すると、こういった対応をとっております。

以上、官邸での関係機関の連携についてご説明いたしましたけれども、現場レベルでは警察、消防、自衛隊などの関係機関が連携するための各種要領等がつくられておりまして、ふだんから国民保護訓練等を通じて連携強化を図っているというところでございます。私からは以上です。

○コーディネーター 中村 晶晴 氏

ありがとうございました。それでは、警察について、対応はどうなっているかを小林さんからお願いしたいと思います。

○警察庁警備局警備企画課理事官 小林 雅哉 氏

今、中村先生のほうから防犯カメラの話が出ましたので、ちょっとそれに触れさせていただきたいと思います。

現在、警察の犯罪捜査の現場におきましては、犯人検挙における防犯カメラ画像の有用性の高さ、これについては非常に高く認識されているところであります。実際、ニュースを見ていただきましても、防犯カメラの画像をもとに犯人の特定につながったというような内容はよく出てくるのではないかと考えております。最近ですと、警視庁さんが、ハロウィンの夜に軽トラをひっくり返した連中を逮捕するのに、防犯カメラ画像ですとかツイッター等の投稿を見て被疑者にたどり着いたというような報道がなされているとおりであります。

防犯カメラ画像の中には、原記録が消されてしまう可能性があるものですか、抽出するのに技術的な困難を伴うものもありますので、防犯カメラ画像の抽出、解析を支援する体制を警察の中に整備いたしまして、当該画像の適切かつ確実な収集ということに努めております。また、防犯カメラは、その多くは民間の事業者の皆様が設置していただいているものでありますので、いざ事件が発生し、それを使わせていただくというときには、管理者の皆様から任意の協力によって画像をいただいて、それを解析するという形でやらせていただいております。

事件が発生した場合には、迅速、的確な初動捜査という観点から、現場ですとかその周辺、ないしは証拠物の収集、目撃者の証言確保ということが、犯人の特定や犯罪の立証、さらには連続発生の防止のために極めて重要であります。その一つとして防犯カメラ画像というものが非常に重要になってきております。是非ともそういった警察のカメラの画像収集への御協力をよろしくお願いしたいなと考えております。

また、カメラの画像という観点につきましても、先ほども申し上げましたが、非常時映像伝送システムというものが警視庁において一部導入されておまして、またこれをより多くの警察の中で、ないしはより多くの事業者さんとの間で広めていきたいと考えております。

テーマが、実際テロが発生してしまった場合にどう対処するかということでもありますけれども、もちろんテロ対策の要諦はその未然防止にありということで、発生させないことが重要だと思っておりますけれども、もし実際に発生してしまった場合につきましては、関係省庁とも連携しつつ、警察の総力を挙げて、現在の法に基づき適切に対処していく、被疑者の検挙を目指していくということになろうと考えております。

刑法ですとか刑事訴訟法、その他特別法、あらゆる法律を駆使しましてテロの鎮圧を行うとともに、殺人未遂、銃刀法違反、その場その場で適切な事実判断を行いまして犯人を検挙していく、そして捜査を通じて事件の全容を解明していくというのが我々の使命であろうと考えております。そのための客観的証拠の収集という観点から、やはり防犯カメラというものは、通常の犯罪と同様にテロ事件におきましても非常に重要になってくるだろうと考えております。

また、発生した場合の対応という点で、もう一つ忘れてならないのは被害者の救護ないしは避難の措置というところであろうと考えております。我々犯罪の捜査も、警察法2条に書かれております組織の目的ではありますが、同じく書かれておりますのが個人の生命、身体、財産の保護という、これを責務としております。テロの発生があった場合、ないしはそのおそれがある場合につきましては、警察官職務執行法などの関係法に基づきまして、犯罪の予防と制止または避難の措置、こういったことを進めていき、テロから市民を守っていくということをしていかなければならないと考えております。私からは以上です。

○コーディネーター 中村 晶晴 氏

ありがとうございました。ボストンのマラソンのときのテロの犯人についても、カメラが非常に有効だったということで検挙につながったわけで、皆さん方のところにあります防犯カメラにつきましても、できましたら解析のいい新しいものにするとか、そういうものにし、是非警察と連携しながら対応していただきたいなと思っております。

次に、防衛省の森田さんにお聞きしますが、自衛隊はサリン事件のときに、今パネリストで出席されているNBCRの井上理事長が化学学校長で出動していたわけですが、そういう形で自衛隊もテロのときには全く無縁ではないと考えております。今、どういうふうに対応することになっているのか、現状についてお伺いしたいと思います。

○防衛省大臣官房審議官 森田 治男 氏

防衛省・自衛隊におけるテロ対策の取り組みについて申し上げたいと思います。

国内でテロが発生した場合には、一義的には警察機関等が対処することとなりますけれども、自衛隊はその場合、輸送などで協力することが考えられます。ただし、発生したテロ攻撃が、一般の警察力をもっては量的あるいは質的に対処できないというような緊急事態であった場合には、自衛隊は自衛隊法に規定する治安出動等の発令を受けて、警察機関と密接に連携しながら警護や鎮圧などの対処をすることになります。

今、お話にありましたように、CBRN兵器が用いられるようなテロの場合には、災害派遣あるいは国民保護等派遣によりまして、自衛隊のCBRN対処のための装備品を活用して、放射線量の測定ですとか除染、住民の避難といったことを実施することが考えられます。このため自衛隊においては、こうした事態に備えまして、警察、消防あるいは海上保安庁などとの共同訓練、あるいは内閣官房や地方公共団体等が行う国民保護訓練に参加するなどして、関係機関との連携確保に努めております。

千葉県につきましても、昨年2月に陸上自衛隊朝霞駐屯地におきまして、練馬区にある陸上自衛隊第32普通科連隊と千葉県警、埼玉県警との間で、重要施設の警護を想定した共同実動訓練を行って連携強化に努めております。

また、国民保護訓練につきましても、先ほど山口審議官からもお話がありましたが、昨年1月に千葉県で行われた化学剤を想定した実動訓練に、陸上自衛隊の第1普通科連隊ですとか第1特殊武器防護隊、千葉市にある高射学校、館山市にある海上自衛隊の21航空群などの部隊が参加しまして、緊急事態における自治体と自衛隊との連絡調整要領について確認をし、関係機関相互の持っている機能の確認ですとか連携強化を図ることができました。

また、千葉県には原子力発電所はございませんけれども、原子力発電所に対するテロという点について申し上げますと、平成24年以降、実際の原子力発電所を舞台として自衛隊と警察との共同訓練も継続して行っており、最近では平成29年に静岡県の中部電力浜岡原発、あるいは石川県の北陸電力志賀原発において共同訓練を行っており、海上保安庁とも原発テロ対処の共同実動訓練を行っております。今後とも都道府県、市町村等の自治体の皆様方や警察、そのほか関係機関との連携をさらに強化しまして、いざというときの対処に万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

○コーディネーター 中村 晶晴 氏

ありがとうございました。ちょっと私、お聞きするのを忘れていたことがありましたので、追加でお聞きしたいのですけれども、先ほど山口さんのお話の中に、政府の対策の7つの中に重要施設の課題がありました。今お話がありましたように、千葉県には原子力発電所がないとい

うことなのですが、現在、重要施設の対策というのはどのように進めておられるか、もう少し詳しく教えていただければありがたいなと思っております。

それから、千葉県の石川さんにお聞きしたいことが一つございますが、テロの防止対策、未然に防止する対策の中で、千葉県として、自治体としての対策というのは何かあるかどうか、それもお聞きしたい。2つ追加でお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○内閣官房内閣審議官 山口 英樹 氏

最初の問いのところで、重要施設の警戒警備が一つの柱だということを申し上げました。例えば原子力発電所の警備、これについては極めて重要でございます。そういう意味で、政府といたしましては、まずは未然防止という観点からも情報収集、分析を強化するということが基本でございます。

あわせて警察におきまして、全国の原子力発電所には原発特別警備隊というのを常駐させております。また、海上保安庁において全国の原子力発電所周辺海域に巡視船艇を常時配備させるなど、24時間体制での警戒警備を行っています。また、警察と海上保安庁との共同訓練、あるいは自衛隊を含めた共同訓練ということも行っております。

また、原子力の事業者に対しましては、原子炉等規制法に基づくところの各種の防護措置を義務づけているところでございます。とりあえず以上、補足でご説明させていただきました。

○コーディネーター 中村 晶晴 氏

ありがとうございました。それでは、千葉県の石川部長さんにお聞きしたいことは、先ほど申し上げましたけれども、未然に防止する対策として何か具体的なものをされていることがあれば教えていただきたいと思います。

○千葉県防災危機管理部長 石川 徹

最初に千葉県の特徴を申し上げさせていただきます。



人口は 620 万人ございまして、全国で6番目ということで、東京・茨城・埼玉県に隣接し、3方向を海で囲まれているという特徴がございます。また、成田国際空港、それから有数の貨物取扱量を誇る千葉港がございまして、海と空の玄関口を抱えております。また、京葉臨海地域ではコンビナートが形成されておりまして、産業に不可欠な原材料、エネルギーなどを供給している地域でございます。

また、今日何回もお話に出ておりますけれども、幕張新都心ではアジア有数のコンベンション施設である幕張メッセ、これを中核とした国際業務都市が形成されておりまして、この幕張メッセではご案内のとおり、東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおいて7競技が開催されるほか、

新たに一宮町の釣ヶ崎海岸で初めてサーフィン競技が開催されます。8競技の開催というのは東京都を除いて最多の競技数となります。

また、ホストタウンということで、オリンピックの参加国の事前キャンプ、交流を行う自治体としまして、県及び13市1町が12カ国のオリンピックに参加する国をお迎えする予定でございます。また、本年はラグビーワールドカップがございまして、公認チームキャンプ地として3つの市が採択されているところでございます。

また、テロ対策で注意しなければならない特徴として、やはり大規模な集客施設ということでございますが、県内では年間3,000万人以上の方が訪れる東京ディズニーリゾートを初めとして、年間来客数が100万人を超える施設が14カ所もございます。こういう施設があるということは、本県にとって危機管理体制の構築が非常に重要だと考えております。

そこで、県の体制でございますけれども、現在ご覧のとおり4課体制で危機管理体制を構築してございます。



そして、テロが実際に起きた場合でございますが、先ほど消防庁の小宮部長からお話ございましたけれども、国民保護法に基づき国と連携して、連絡室の立ち上げ、それから国が事態認定する可能性がある場合は、緊急対策本部を設置し、事態認定を行いましたらば緊急対処事態対策本部を設置いたします。避難、救援、被害の最小化、この3つに向けて市町村と連携し、全力で取り組んでまいるところでございます。

また、東京オリ・パラに向けましては、CHIBA 推進会議という官民の連携組織を設けまして、その中で千葉県の戦略というものをつくり、危機管理・安全対策を戦略の一つとして考えております。空港、港湾施設の警備強化、毒劇物の管理徹底のほかに熱中症の対策など、健康危機管理体制を全庁で対応しているところでございます。

千葉県の取り組み

- 「千葉県国民保護計画」を平成18年策定
国民保護法の制定を受け、被害を最小限度にとどめるよう、テロ事案等への備えと対処方法を規定。
- 国民保護・危機管理に関するフォーラムの開催
・過去4回開催
平成19年、20年、22年、29年
〈目的〉国民保護に関する理解促進



千葉県の取り組み

- 国民保護訓練の実施
・国共同訓練
実動訓練2回、図上訓練1回
・県単独訓練
図上訓練3回



それから、県の取り組みでございますけれども、千葉県では千葉県の国民保護計画、また、本日のような国民保護、危機管理に関するフォーラムの開催等を行っております。テロに関する正しい知識を県民、関係機関の皆様にご持たせたいと周知に努めているところでございます。

次に、やはりテロ発生時には迅速に的確に対応できるよう、図上訓練、実動訓練を繰り返し実施しているところでございます。



- テロ対策ネットワーク・CHIBAの取り組み**
- (1) 爆発物によるテロ対策分科会の開催
 - (2) 自主警備状況の点検：県警が点検・助言
 - (3) 各種合同訓練の実施
ハイブリット型サイバーテロ等共同対処訓練
スカイライナー異常時合同訓練
千葉駅合同テロ対策訓練
 - (4) 連絡・通報体制の確立（連携強化）

そして、テロ対策に関する取り組みでございますけれども、テロ対策ネットワーク・CHIBAを千葉県警と連携して取り組んでいるところでございます。テロ対策で一番重要なことは未然に防止するというところでございますが、まず、テロリストを入国させないための水際対策の強化、それから、実行させないための警備の強化や不審物の早期通報、拠点をにつくらせないための宿泊・居住施設の対策、この三本柱に取り組んでいるところでございます。平成28年4月から県警が中心になりまして、官民が緊密に連携し、各種テロ対策を推進する組織としてこのネットワークが立ち上がったところでございます。

このネットワークでは、爆発物によるテロ対策分科会の開催、自主警備への点検、助言などが行われているところでございます。

スカイライナー異常時合同訓練



千葉駅合同テロ対策訓練



実際には北総鉄道で化学剤が散布されたという想定で、スカイライナー異常時合同訓練を実施したほか、JR千葉駅でも化学剤やナイフが使われたテロの合同対策訓練が実施されておりまして、通報体制の確立などテロへの対処能力を高めているところでございます。今後とも地域の安全・安心、それから東京オリ・パラに向けては、このネットワークを中心に、さらなる官民連携の強化に取り組んでいるところでございます。

移動交番



県内で55台
～警察官と交番相談員を配置～

防犯ボックス



県内10か所
(千葉・柏・君津・茂原など)
～警察官OBを配置～

その他にも、県警と連携いたしまして、警察官と交番相談員が配置されております移動交番を県内で55台配置しております。その他、駅前ロータリー等に防犯ボックスを設置いたしまして、効果的な防犯活動などを行っております。この地域の防犯力の向上と、それから安全・安心確保のさらなる強化に努めて、「千葉県に住んでよかった」と皆様にも思ってもらえるよう努力しているところでございます。私からは以上でございます。

○コーディネーター 中村 晶晴 氏

今、石川さんから「千葉県に住んでよかった」と思われるよう、取り組まれている色々な対策についてお話をいただきました。先ほどからもありましたが、実際に消防については市町村消防でございますので、千葉県として市町村との連携といいますか、そういう点についてはどのようになっているのか等を含めて、もう一度対応について少し掘り下げてお話ししていただければと思います。

○千葉県防災危機管理部長 石川 徹

それでは、千葉県の対応で、市町村との連携ということでお話をさせていただきます。



先ほど消防庁の小宮部長からご説明があったところでございますが、大規模テロや武力攻撃事態の際には、国、県、市町村それぞれに役割がございます。県では武力攻撃が迫っていることを警報として対象地域に通知し、避難が必要な地域、避難先、その経路や交通手段を市町村に指示をいたします。市町村では避難誘導や避難所の開設などを行っていただくところでございます。

国民保護訓練の実施について

- 平成19年国民保護実動訓練（共同）
〈想定〉鉄道駅等における**連続爆破事案**、
不審な貨物船の**化学剤散布**



- 平成25年国民保護図上訓練（共同）
〈想定〉県国際水泳場における**爆破事案**



- 平成26年国民保護図上訓練（単独）
〈想定〉仮想の国際会議場における**爆破事案**

国民保護訓練の実施について

- 平成27年国民保護図上訓練（単独）
〈想定〉市川市にある会議場における
化学剤散布事案
複合商業施設で**不審物発見**



- 平成29年国民保護実動訓練（共同）
〈想定〉幕張メッセにおける**化学剤散布事案**
WBGで不審物発見



- 〈参加機関数〉約50機関
〈参加人数〉約1,000人

そこで、本県では、テロが起きたとき関係機関が的確に対応ができるよう訓練を繰り返し行っております。これまで国との共同訓練3回を含め、6回の訓練を行ったところでございます。平成19年には爆破事案と化学剤の散布事案を想定した実動訓練を行い47の関係機関に参加いただき、機能の確認、それから相互の連携強化を図るとともに、県民の方々への理解促進を図ったところでございます。

平成25年は県の国際水泳場における爆破事案を想定した図上訓練を行いまして、平成26年には国際会議を想定して爆破事案が生じ、さらに複合施設で爆発物を発見する想定での図上訓練を行いました。平成27年には会場において化学剤が散布され、さらに複合施設で不審物が発見される想定での図上訓練を実施し、平成29年には、先ほどお話があったとおりでございますが、県警、千葉市消防、自衛隊、海上保安庁、日赤千葉県支部、県バス協会、医療機関、日本中毒情報センターなど、約50機関約1,000人の方々に大変なご尽力をいただき、実施させていただきました。本当にありがとうございました。

このほか、サーフィン競技が行われる一宮町におきましても、テロを想定した、これは関係者が宿泊しているホテルで事案が生じたということ想定した訓練も行っているところでございます。

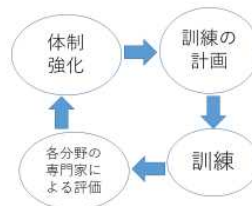
そして、成田国際空港では年間約3,900万人、1日にして11万7,000人の方が航空旅客として利用されておりますが、入国審査でテロリストと疑われる人物が見つかって、税関の検査場でスーツケースに仕掛けられた爆発物が発見される、そういう想定で税関、県警などが参加して爆発物処理、避難訓練などが行われたところでございます。CBRNE事案の対処訓練として実施されております。

それから、千葉港、木更津港におきましても、国際テロを初めとする国際犯罪組織等の危害行為を水際で未然に防止するため、海上保安庁、県警、千葉市消防などの関係機関など30の行政機関、12の関係団体、38社の民間埠頭管理者などとともに、千葉港・木更津港テロ対策合同訓練を毎年実施しており、日々の対処能力の向上に努めているところでございます。

このように警察、消防、自衛隊、医療機関などの関係機関とともに様々な事案を想定し、繰り返し訓練することが連携強化につながると考えております。

千葉県の課題

- ・テロの未然防止
水際対策の強化、ソフトターゲット対策の強化、警戒警備の強化
- ・被害の最小化
救護体制の強化、CBRNEテロ対策
- ・県や警察、民間企業などが一体となったテロ対策の推進
- ・医療機関の対応体制の強化
- ・様々な事案を想定した訓練の実施
- ・各分野の専門家による評価を行い、フィードバック



また、課題の検証のため、訓練の後には各分野の専門家の方に評価を受け、関係機関の体制強化につながるよう努めているところでございます。

なお、今年度は、今月の21日でございますが、東京オリ・パラの会場であります幕張メッセにおいて爆破事案が生じ、JR千葉駅等に爆破予告があるとともに、容疑者が習志野市内の商業施設に立てこもるということを想定した図上訓練を予定しております。来年度はこの訓練を踏まえた実動訓練を幕張メッセで計画しているところでございますので、是非その際にはご覧をいただければと思っております。以上でございます。

○コーディネーター 中村 晶晴 氏

ありがとうございました。テロを未然に防ぐということと、それから、万が一発生した場合に速やかに対応するという2つについて、各機関からのお話をいただいたところでございます。

それでは、少し観点を変えますが、先だって皆さん方も使っている携帯電話等で、ソフトバンクの通信ですが、これがダウンして使えなくなったという事件がありました。更新ソフトのバグが原因だというふうに言われております。また、今アメリカでは中国の大手通信機器メーカーのファーウェイの機器とか携帯が、セキュリティ上の問題があるというふうに言われて、日本でもファーウェイの使用を制限しようというようなことになってきております。今、情報社会というふうに言われておりますが、その情報社会の中での一番弱いところは、情報を盗まれたり、誤操作をさせられたり、シャットダウンさせられたりというようなサイバーテロです。これが起きているわけでございます、このサイバーテロもオリンピック・パラリンピックでも重要な事案となっているわけでございます。

そこで、このサイバーテロについての対策についてお聞かせいただきたいと思っております。まず政府の対策について、山口さんからお願いしたいと思っております。

○内閣官房内閣審議官 山口 英樹 氏

現在の国民生活、あるいは社会経済活動は、さまざまな社会インフラによって支えられております。その機能を実現するために、情報システムが幅広く用いられています。特に情報通信、電力、金融等の機能が停止あるいは低下した場合には多大な影響が出てまいりますので、政府といたしましては、こういった重要インフラについて官民一体となって重点的に防護していく必要があると考えております。

政府には、官房長官をトップとするサイバーセキュリティ戦略本部というものがございます。その中では、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」というものを決定してございまして、先ほど申し上げました電力、情報通信など14分野を重要インフラと位置づけて、サイバーセキュリティに係る安全基準、あるいは官民の情報共有体制の強化、あるいは分野合同での演習等の実施、こういった対策をとっているところでございます。

加えまして、さきの臨時国会におきまして、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据えまして、サイバーセキュリティ基本法の改正を行っております。法律を改正いたしまして、情報共有体制等の強化ということを図ってまいりたいと考えております。

とりあえず以上でございます。

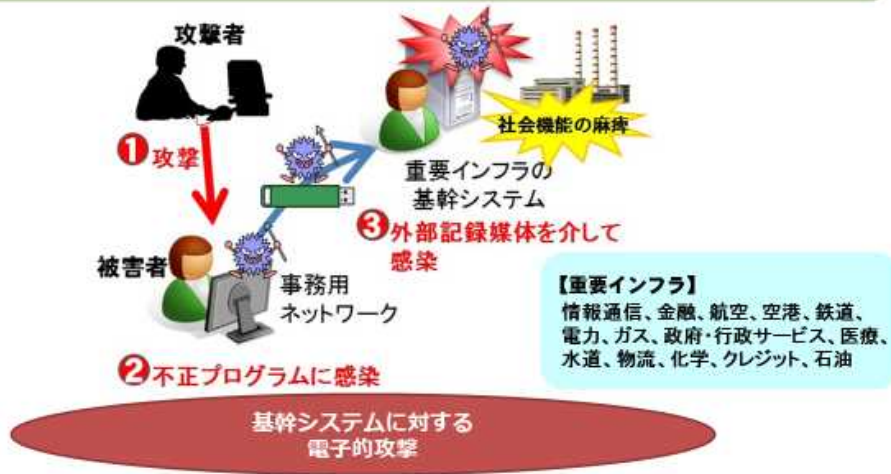
○コーディネーター 中村 晶晴 氏

ありがとうございました。それでは次に、警察庁の対策について、小林さんをお願いしたいと思います。

○警察庁警備局警備企画課理事官 小林 雅哉 氏

警察におきましては、サイバーテロ対策のために、重要インフラ事業者等と連携をいたしまして、被害の未然防止と拡大防止、事案が発生した場合の対処能力の向上等を推進しております。

◆サイバーテロ
政府機関を含む重要インフラ事業者等の基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させる



◆サイバーテロ対策

<p>サイバーテロ対策協議会</p>  <ul style="list-style-type: none"> 重要インフラ事業者等との間で構成する協議会を全都道府県に設置 情報共有や意見交換のほか、講演会やデモンストレーションを併せて実施 	<p>個別訪問</p>  <ul style="list-style-type: none"> 警察職員が個別訪問し、最新の情勢やセキュリティ対策の実施状況について意見交換
<p>サイバーテロ対策セミナー</p>  <ul style="list-style-type: none"> サイバー攻撃対策に関するセミナーを開催 	<p>共同対処訓練</p>  <ul style="list-style-type: none"> 警察と重要インフラ事業者等が共同で対処要領を確認

具体的には、図の左上にありますけれども、重要インフラ事業者等との間で構成しますサイバーテロ対策協議会を全ての都道府県に設置しております。この協議会の枠組みなどを通じまして、個別に事業者さんを訪問してのサイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供、民間の有識者による講演会、参加事業者間の意見交換や情報共有等、こういった取り組みを行っております。

また、警察におきましては、平素から事業者の皆様に対しまして、事案発生時における警察への通報を要請するとともに、我が国の事業者等に対するサイバー攻撃の呼びかけ等を認知した場合には、対象とされました事業者に対して速やかに注意喚起を行い、被害の未然防止を図ることとしております。

このほか、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練ですとか、サイバー攻撃対策に係るセミナーを実施しまして、サイバー攻撃のデモンストレーションですとか、事案対処シミュレーションといったことを行うことによりまして、緊急対処能力の向上に努めております。

来年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されますけれども、昨年2月に開催されました平昌の冬季オリンピック競技大会の開会式におきましては、大会システムへのサイバー攻撃によって公式ウェブサイトがダウンし、チケットが印刷できなくなる、会場内のWi-Fiが停止するといった障害が発生したと承知しております。

また、今年G20の大阪サミットが開催されますけれども、こういった大規模行事におきましては、その妨害、情報窃取等を目的とし、サイバー攻撃が発生する懸念があります。そのため、警察におきましては、既存の重要インフラ事業者等に加え、会議場を初めとするG20大阪サミット等関連施設の管理者、オリンピック東京大会の大会組織委員会、競技場を初めとする大会関係施設等の事業者さんと連携しまして、対策を推進しているところであります。



警察としましては、今後もさまざまな取り組みを推進いたしまして、サイバー空間の脅威に対処していきたいと考えております。

○コーディネーター 中村 晶晴 氏

ありがとうございました。それでは、自衛隊はどうかということについてお聞きしたいのですが、自衛隊が平成26年にサイバー防衛隊というのを編成しております。現在の運用状況と、何か課題があればお話しいただきたいと思っております。

○防衛省大臣官房審議官 森田 治男 氏

サイバー防衛隊につきましては、防衛省自衛隊の情報通信ネットワークの監視、サイバー攻撃への対処を行う部隊として、平成26年3月に編成されまして、間もなく発足から5年を迎えようとしております。これは防衛大臣直轄の自衛隊指揮通信システム隊のもとに置かれた陸海空自衛隊の共同の部隊という位置づけになっております。

近年の情報通信ネットワークは、社会生活のあらゆる側面において必要不可欠なものとなっておりますが、軍事活動においても情報通信ネットワークに大きく依存しているところでございまして、このため、サイバー攻撃というのは自衛隊の活動にも深刻な影響を与え得るものであると考えております。特に軍事面においてサイバー攻撃というのが、敵の軍事活動を低コストで阻害可能な非対称的な攻撃手法として見られつつあるという状況があり、多くの国、我が国周辺でも、例えば中国やロシアといった国が、軍のサイバー攻撃能力を開発強化しているということが指摘されております。

そうした中で、自衛隊のサイバー防衛能力の強化というのは喫緊の課題でございまして、昨年12月に今後の防衛力整備の方針を定めます新たな防衛計画の大綱が閣議決定されましたけれども、その中でサイバー防衛能力の抜本的強化を図る方針が示されております。

サイバー防衛隊の定員は現在約110名でございすけれども、今年度約150名の体制とする予定

で、さらに31年度の予算案においては220名程度への増員を盛り込んでいるところでございます。今後、サイバー防衛隊等の体制の拡充を図るとともに、自衛隊のシステムの抗堪性の向上、あるいは実践的な訓練環境の整備、部外の人材の活用を含めたサイバー人材の確保・育成といったようなところが課題であり、そういったことに取り組んでいきたいと考えております。

また、政府全体のサイバーセキュリティ施策に対しても、サイバー関連情報の提供ですとか、政府機関の情報システムの脆弱性試験に対する協力といったことを通じて貢献していきたいと考えているところでございます。

○コーディネーター 中村 晶晴 氏

ありがとうございました。サイバー攻撃に対しては、今、政府、それから警察、自衛隊のそれぞれの対策というのをお聞きしたわけですが、民間企業の皆様方も是非自分のところのインターネットなりがどうなっているのか、セキュリティがどうなっているのかということをやっぱり気をつけないといろんな問題が波及しますので、是非お願いしたいと思っております。

では、最後になりますけれども、テロ対策には、先ほどから何度も皆さん方のご指摘がございましたが、民間、あるいは市民の皆さんの協力が不可欠だということを強調されておりました。そういう観点から、市民や民間企業の皆さんに何を期待するのか、一言ずつお願いしたいと思っております。申しわけございませんが、2分ぐらいでお願いしたいと思えます。では、まず最初に、山口さん、お願いします。

○内閣官房内閣審議官 山口 英樹 氏

テロ対策の推進には、国民の皆様の理解がとても大事です。民間事業者、あるいは地域住民の皆様の密接な協力が不可欠です。政府におきましては、官民連携の強化につきまして、大規模集客施設や公共交通機関の事業者、ホテル、民泊等の宿泊施設業者、あるいは爆発物の原料物質の管理者等への働きかけに力を入れております。

関係省庁がさまざまな枠組み、機会を利用して、民間の事業者の方々などとの連携に取り組んでおります。また、近年は、訪日外国人の方も大変増えておりますため、外国人コミュニティの方々との連携強化にも取り組んでおります。

今後とも官民が連携した各種テロ対策を推進してまいりますので、市民の皆様にも御理解、御協力をお願いしたいと思います。もし不審物ですとか、不審動向を把握された場合には、警察や、あるいは施設管理者のほうに速やかに連絡を行っていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○コーディネーター 中村 晶晴 氏

それでは、警察庁の小林さん、お願いします。

○警察庁警備局警備企画課理事官 小林 雅哉 氏

山口審議官の繰り返しになりますけれども、テロ対策につきましては、警察ですとか政府だけの取り組みでは全く十分ではないと考えております。民間事業者の方ですとか、地域住民の皆様と緊密に連携して推進していくことが必要であると考えております。

警察等におきましては、先ほど石川部長からもありました各種ネットワークなどを構成しております。まさに広く市民の方々のお力を得ながら、テロ対策を強化していきたいと思っておりますけれども、まずは皆様一人一人におかれまして、危機意識を持っていただきたいというのが一番であります。

冒頭お話ししましたとおり、我が国日本へのテロのおそれというものは決して他人事ではない、対岸の火事ではないんだということを認識していただきたいと思っております。ふだんの生活の中で、「これ、ひょっとしたらテロに関係あるんじゃないかな」ということがあれば、躊躇することなく警察に通報いただければと思っております。

「不審なものがあったら通報」というふうに言うておりますけれども、では何が不審なのかというのがよくわからないというところもあろうかと思えます。普段の生活とちょっと違うところがあったら通報をしていただければと思っております。ふだんならこんなところに車がとまっていなくて、いつもだったら鍵が締まっているのにあいていたりとか、何かありましたら積極的に通報をいただければ、対処してまいりたいと思っておりますので、是非とも御協力をよろしくお願いいたします。

○コーディネーター 中村 晶晴 氏

ありがとうございました。それでは、防衛省の森田さん、お願いいたします。

○防衛省大臣官房審議官 森田 治男 氏

私がこうした事案への対処にかかわり始めた約20年ぐらい前と比べますと、国民保護法制などの法制面、あるいは政府全体としての司令塔機能、それから関係機関間の連携といった面で、テロ対処は格段に進んだものと思っております。

他方で、こういった対処につきましても、一つの組織だけではなくて多数の関係機関が連携する必要があります。このために、冒頭、第1師団長の挨拶の中でもありましたけれども、平素からいろんな危機を想定して、計画や準備、あるいは関係機関間の調整を行い、実践的な訓練を積み重ねていくということを通じて、平素からお互いに顔の見える関係をつくっていくことが極めて重要であると考えております。

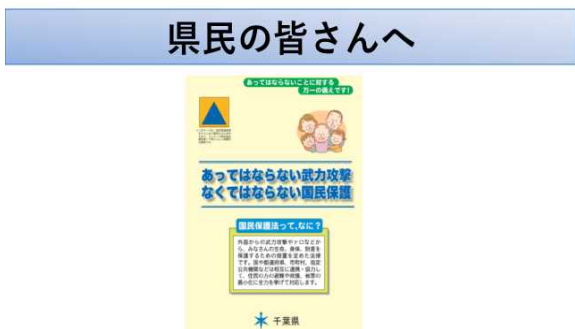
こうしたことから、さまざまな計画、調整、あるいは訓練といったものに自衛隊としても参加させていただきたいと考えておまして、そういった取り組みに対して、御理解、御支援をいただければありがたいと思えます。

○コーディネーター 中村 晶晴 氏

ありがとうございました。それでは、千葉県県の石川部長さん、お願いします。

○千葉県防災危機管理部長 石川 徹

「県民の皆さんへ」ということで、千葉県からパンフレットを発行しておりますので、その紹介とあわせてお話をさせていただきたいと思えます。



身の回りで爆発が起こったらということですが、まず姿勢を低くして、できる限り遠くに離れるなど、自身の身の安全を図ってください。落ち着いて行動してください。それから、行政機関からの放送などによる情報収集もお願いしたいと思います。

現場には近寄らないでください！



まず現場には近寄らないということで、現場付近は安全確保のために警戒区域が設定されたりしまして、一般の方々はそれより入れなくなりますので、近づかないようお願いいたします。

そして、状況によっては一時的に避難所へ避難していただくこともございます。そういうときのために、水や食料、常備薬、ペットフード、こういったものは日頃から3日分ご用意をいただきたいと思います。今は皆さんスマートフォンも使っていらっしゃるの、スマホの予備バッテリーもお願いできればと思います。

そして、避難の際には、ご近所にお年寄り、小さなお子さんのいる世帯、あるいは障害のある方がいらっしゃる世帯に一言、「大丈夫ですか。避難してください。」というようなお声をかけていただければと思います。

そこで、皆様には、日頃から今回のようなフォーラム、それから防災訓練にご参加をいただき、意識を高めていただきたいと思います。

そして、正しい情報収集ということで、よくライオンとか象とか、害獣が逃げて市内を走っているとか、震度8の地震が起こる、例として挙げてございますけれども、こういうような極端と思われるような情報、こういう情報の中には、内容を本当に注意していただきたいと思います。

「これは本当？」 「誰が言っているの？」 という気持ちを持っていただきたいと思います。

行政機関から情報収集を！



そこで、私ども千葉県ですが、県のホームページとして、防災ポータルサイトというものをスマートフォン対応にいたしまして掲載しております。こういうものを利用させていただきたいと思います。県のホームページの知事の上のところにクリックする部分がございます。こちらでサイトにアクセスできますので、ご覧いただきたいと思います。

そして、最後でございます。お話が出ておりますけれども、やはり警察への通報ということで、不審な方を見たら、周囲をうかがいながら徘徊しているとか、監視カメラの位置を妙に確認している方、こういった方がいらっしゃいましたら、警察のほうに通報をいただきたいと思います。初めはご相談という形でも構いません。お電話でもよろしいと思います。

こういう不審者、不審情報の例としましては、県の警察本部のホームページに出ておりますので、参考にいただければと思います。御協力をよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

○コーディネーター 中村 晶晴 氏

ありがとうございました。それでは民間の立場から井上さん、お願いいたします。

○NBCR対策推進機構理事長 井上 忠雄

CBRNEテロ災害対策の面から発言をさせていただきます。

●テロ対策には市民の協力が不可欠。—市民の皆さんに何を期待するか；

●CBRNテロ対策の面からの発言・問題提起

1、CBRNEテロを含むCBRNE災害の特徴

- ①短時間で災害が一挙に広がり、大量の被害者を発生させる。
- ②汚染物質の急速な拡大—風向・風速等気象・地形の影響を受ける。
- ③被害が刻々と急速に拡大し対処措置が一分一秒を争って必要。
- ④住民への警報措置、何が使われたか、単なる爆発か、CBRNが入っていないのか、等検知・防護措置、除染・医学的措置等の重要性。
- ⑤2次被害等をもたらす。—2次被害防止措置・除染の重要性。
- ⑥ウオーム・ゾーン、コールド・ゾーン等の警戒措置が必要など

CBRNEテロ災害の特徴は、この表に示しましたように、短時間で災害が一挙に広がり、大量の被害者を発生させる。汚染物質が速やかに拡大する。特に地形とか気象の影響を大きく受ける。被害が刻々と急速に拡大して、対処が一秒一分を争う。

そういう必要性がありますので、これからCBRNE対策の重視事項としましては、速やかな状況の把握、それから2つ目が住民への警報措置、避難誘導、それから3つ目が国、自治体、警察、消防、自衛隊、医療機関、住民との緊密な連携が必要だということであります。

●CBRNE災害対処上の重視事項;強化すべき点

特に、初動対処の重要性

- ①汚染状況の速やかな把握—汚染状況図の速やかな作成
- ②住民への警報措置・避難・誘導
- ③国・自治体・警察・消防・自衛隊・医療機関との緊密な連携
 - 検知・汚染状況の把握等;現地指揮所
 - 警備・警護・交通規制等—警察
 - 救急・救助・被害者の搬送等—消防
 - 被害者の救急・救命・医学的措置—DMAT, JMAT, 医療機関
 - 除染等—自衛隊

●事業者にとって重視すべきこと

自助・互助;公的機関が駆けつけるまでの初動対処

- ①被害を局限化するための迅速な対応、
- ②気象・地形等の把握、
- ③検知・警報システムの確立、
- ④自己防護も含めた防護体制の確立、
- ⑤簡易な防護器資材の充実、
- ⑥2次汚染防止措置と除染システムの整備、
- ⑦事業所内の基礎知識の取得と教育・訓練、
- ⑧医療機関との連携
- ⑨専門家等の養成
- ⑩危機管理態勢の整備・見直し

次に、住民にとって重要なことは何かということですが、特に国の公助のほかに大事なことは自助、互助が非常に重要であるということです。だから、自己防護のための3原則としては、「汚染されたところから早く離れる」「安全な場所を確保する」「自分と危険物の間に物理的な遮蔽物を置く」、このためには、簡単なマスクとか、ゴーグルとか、ビニール袋、警笛、ハンカチ等を常に携行するというようなことです。

2、住民にとって重視すべきこと;

自助・互助;自己防護の知識を身に着け、簡単な防護道具を常時携行

●自己防護の3原則;

- ①汚染された場所から早く離れる;汚染物質等との接触時間を最小限とする。
 - ②安全な距離を保持する。汚染物質から最大限離れる。
 - ③危険物と自分自身の間物理的遮蔽物を置く。適切な個人防護器材を装着する(簡易なマスク、ゴーグル、ビニール袋、警笛、ハンカチ等)
- 基礎知識・簡易な防護器資材の取得・保有—知識がなければ何も出来ない。機材がなければ守れない。

3、万が一テロが発生した場合、住民はどうすべきか

内閣官房が配布している「武力攻撃やテロなどから身を守るために」のパンフレット:

- 留意点として、

- 口を鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い室内の部屋又は風上の高台など、汚染の恐れのない安全な地域に避難する。
- 屋内では、窓閉め、目張りにより室内を密閉し、出来るだけ窓のない中央の部屋に移動する。
- 2階建て以上の建物であれば、なるべく上の階へ避難する。
- 汚染された服、時計、コンタクトレンズなどは速やかに処分する必要がある。汚染された服は脱ぐときに汚染物質が身に付かないよう注意する。その後水と石鹸で手、顔、体をよく洗う等の措置を推奨している。

●要は、個人の自助努力が重要である。

一般に、事態に遭遇した場合の例としては次のようなことが重視されている;

- ①冷静であること。
 - ②現場に接近する時は、個人的用具を着用すること。
 - ③現場に居合わせた場合、直ちに安全な場所に退き、個人的防護用具を着用のこと。
 - ④安全な場所を保持すること;風上、小高い場所等
 - ⑤煙等が見える場合は、煙等から離れて留まること。
 - ⑥現場から安全な距離を保つこと。
 - ・簡単な防護着用時は、通常毒物確認の間、二五メートル以上。
 - ・防護用品が無い時、一般に九〇メートル以上。
- 直接化学剤を浴びた場合:
- ①冷静であること、
 - ②応急処置の実施—もし、自分自身が汚染したと感じたらば、何時でも、直ちに個人的除染に着手のこと。

それから、テロが万が一起こった場合には、皆さん、内閣官房から「武力攻撃やテロなどから身を守るために」というパンフレットが出ておりますので、是非これを活用していただきたい。重要なことは、個人の自助努力ということです。例えば防護用品がない場合には、90メートル以上離れるというようなことが言われております。

4、テロを抑止するには、=住民への期待

●住民や事業者の方々には何を期待しているか—重要だと思ふ事。—●CBRNEテロの抑止には;

①情報の収集への協力—平素の生活時における不審者等の行動の不審な行動等の情報提供

②CBRNE災害について認識を深めること

- ア、基礎知識の保有:一初動対処;自助・互助の重要性
- イ、簡単な機資材の保有・備蓄
- ウ、国や地方自治体・消防等のやっているテロ対策を知ること。
- エ、自分が行動する地域の地形や気象等について出来るだけ知っておく。
- オ、外出時は簡単な防護用品の携行
- カ、簡単な防護法の基礎知識(風上、小高い場所へ)
- キ、医療体制、避難場所、家族との連絡等について知っておく又は話し合っておく。
- ク、緊急連絡網の整備と連絡手段の確保
- ケ、緊急事態に遭遇した場合の心得。

最後に、テロを防止するには、特に住民に期待することは何かということではありますが、1つは情報収集への協力です。それから2つ目が、②に示しましたように、CBRNE災害について認識を深めるということが非常に重要であります。これには、基礎知識を持つ。簡単な器材の保有。備蓄をする。それから、国や地方自治体、消防等がやっているテロ対策や災害対策を知る。自分が行動する地域の地形や気象を知る。それから、外出時は簡単な防護用品を携行する。6つ目が、医療体制、避難場所、家族との連携、こういうのを常に話し合っておく。そして、緊急事態に遭遇した場合の心得を日頃から持っておくということが大事であります。このことを是非参考にしていただければ幸いです。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○コーディネーター 中村 晶晴 氏

ありがとうございました。色々なお話がございましたけれども、最後にまとめさせていただきますと、テロを防止する、あるいはテロが発生した場合に速やかに対処するということにつつま

しては、各機関の皆様方もご指摘になっておりますが、市民の皆さん方との連携が一番重要ではないかということだと思います。

それとあわせて、皆さん方にはテロのときに色々なデマ情報が、災害でも出ますけれども、デマ情報が流れる。そういうものについて惑わされないように、必ず正しい情報をつかんでいく必要があるということだろうと思います。

また、最後に、井上理事長からありましたけれども、こういうテロの色々な発生状況といいますか、そういう情報を自分で知っていくということも重要だし、知識として持つことも重要だと思います。それから、対応についてやはり周囲の人たち、あるいは家族の人たち、そういう人たちと日頃からどうするかということ、災害と同じですけれども、災害のときの対応と同じように考えていく必要があるだろうということでした。

テロが起きないことが私としても皆さん方も望んでいると思いますが、これだけグローバル化した中で、先ほど小林さんからあったように、テロの脅威というのは日本でもやっぱりあるということですので、万が一起きたときにどうするかということにつきまして、今日の話の中で出てきたことを参考にいただければと思っております。

短い時間の中で、まだまだ各機関の方々はお話しし切れないところもあったと思いますし、また、会場の皆さん方が知りたいということもまだ十分ではないというふうに認識しておりますけれども、今日のことを少しでも皆さん方の参考にいただければと思っておりますので、これで終わりにしたいと思っております。

短い時間でしたけれども、ありがとうございました。御協力感謝いたします。ありがとうございました。

7 閉会挨拶

千葉県防災危機管理部次長 吉田 篤史

本日は、長時間にわたり千葉県危機管理フォーラムをご清聴いただきまして、誠にありがとうございました。

今回は、テロ対策や国民保護措置、地域の安全・安心のための関係機関、住民の役割などの話をお聞きいただきました。改めて、テロは身近で起こり得ること、関係機関の連携が重要であることなどを実感していただけたものと思います。このフォーラムが、皆様の危機管理の一層の向上に役立てていただけましたら幸いです。

結びに、貴重な話をしていただきました皆様、危機管理の推進に大変ご尽力いただいております片山会長をはじめNBCR対策推進機構の皆様には感謝を申し上げますとともに、本日ご出席の皆様の御健勝、御活躍を祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。本日はありがとうございました。